

令和8年第1回（3月）佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和8年3月3日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和8年3月3日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	永田勝美君	9	長谷川忠君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	副 町 長	濱田能久君	教 育 長	富野 毅君
総務理事兼 庁舎建設室長	大平弘明君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	建設課長	上野靖一郎君	農林水産課長	金子 剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 慶君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会
- (2) 令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会（書面協議の結果）
- (3) 長崎県町村議会議長会 臨時会議
- (4) 令和8年第1回（2月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
- (5) 長崎県町村議会議長会 第77回定期総会

2 議員派遣結果

- (1) 西九州自動車道建設促進大会
- (2) 全国市町村国際文化研修所主催 第3回市町村長等・議会議員特別セミナー（オンライン）

日程第4 行政報告

- (1) 令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会について
- (2) 令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会（書面協議の結果）について
- (3) 西九州自動車道建設促進大会について
- (4) 令和7年度 第2回佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 国民健康保険税率改定の考え方について
 - ③ 辺地総合整備計画策定について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 第7次総合計画後期計画・第3期総合戦略の策定について
 - ② 学校給食費の公会計化について
 - ③ 給食センターについて
 - ④ 庁舎建設事業について
 - ⑤ 農業体験施設の在り方について
 - ⑥ その他緊急を要する事案について

日程第6 一般質問

- (1) 4番 井上 智恵美 議員（一問一答）
- (2) 5番 中川 由美恵 議員（一問一答）
- (3) 6番 山之内 英樹 議員（一問一答）
- (4) 8番 永田 勝美 議員（一問一答）

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、改めましておはようございます。
ただ今から令和8年3月第1回佐々町議会定例会を開会いたします。
開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

皆様、おはようございます。
本日、令和8年第1回佐々町議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、全員御出席を賜り誠にありがとうございます。
先日2月28日に、中東のイランがアメリカとイスラエルから攻撃され、イランの最高指導者が死亡したため、イランが報復宣言をしたことにより、ロシアとウクライナ戦争に加え、ますます世界の情勢の不安定さが増してきております。また、ホルムズ海峡の封鎖があり、石油価格の高騰が懸念されます。
2月6日から22日まで開催されましたミラノ・コルティナ冬季オリンピックでは、日本のメダル数は、前回の北京大会18個を記録更新して24個となり、大変うれしく思っております。特に若い人の活躍が目を見張るものがありました。
また、今月6日からは、WBC、ワールド・ベースボール・クラシックが始まりますが、連覇がかかった試合になり、大変盛り上がるのではないかと思っております。
さて、1月29日の臨時会では、物価高対応生活応援商品券などの予算をお認めいただきましたので、現在、商品券の準備をいたしておりまして、4月中には配布できるよう進めておるところでございます。また、物価高対応子育て応援手当は、公務員等の申請書が必要な方が少し残っている状況です。
本定例会では、8つの条例の制定及び改正など、予算関係が14議案と行政報告4件を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。
簡単ではございますが、定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

議 長（川副 剛 君）

本日の出席議員は全員出席です。
これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、2番、棚橋優汰君、3番、黒田龍之介君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 剛 君）

日程第2、会期の決定を行います。
3月本定例会の会期については、先にお配りしました日程表のとおり、3月3日、本日から

3月12日までの10日間としたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

3月3日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。1番目に、議長出席会議報告5件、2番目に、議員派遣結果2件の報告を私から行います。

次に、行政報告ですが、4件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査、2番目に、産業建設文教委員会所管事務調査。

次に、一般質問です。質問通告一覧表のとおり、6名の方のうち1番目から4番目の4名の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

3月4日、本会議の2日目です。3日に引き続き一般質問です。質問通告一覧表のとおり、5番目から6番目の2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第3号から議案第10号までの8議案です。上程順位につきましては、議案番号順の上程を予定しております。2日目は、審議終了後、散会となります。

3月5日、本会議の3日目です。4日に引き続き議案審議です。議案第11号から議案第24号までの14議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。議案第18号から議案第24号までの議案については、令和8年度予算関係となりますので、一括議題とし、施政の概要と予算説明書の朗読を求め、朗読後、議案第18号から議案第24号までの各会計のかがみと第1表までの朗読をお願いいたします。

なお、一般会計は第3表まで、国民健康保険特別会計は第2表までありますので、そこまでの朗読と、企業会計におきましては、かがみのみの朗読を行っていただき、その後、延会となります。

3月12日、本会議の4日目です。令和8年度当初予算の議案審議で、議案第18号から議案第24号までの7議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

次に、請願第1号の1件です。その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しております。

なお、日程については議事の進行により、時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承をいただきたいと思っております。

以上のような手順を進めたいと思っております。

本会議は3月3日、4日、5日、12日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3月3日、本日から3月12日の10日間に決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3月3日、本日から3月12日の10日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（川副 剛 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の5件を私から行います。

資料は、諸般の報告の議長出席会議報告です。

1番目は、資料2ページから7ページです。

令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会が、令和7年12月22日に佐世保市役所5階、

庁議室で開催されました。

議事として、松浦鉄道施設整備計画について審議しました。計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間で、多くの施設や設備で老朽化対策が必要であることの説明がありました。松浦鉄道の安全運行の確保と経営安定化に資するため、引き続き沿線自治体で支援していく計画となっており、原案可決されております。

また、松浦鉄道株式会社の今里社長から経営状況についての説明がありました。

2番目の会議報告は、資料8ページから9ページです。

令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会（書面協議の結果）です。内容は、国の重点支援地方交付金を活用した、松浦鉄道に対する沿線自治体の支援についてです。全会一致により承認されております。

3番目の会議報告は、資料の10ページです。

長崎県町村議会議長会 臨時会議が、令和8年1月21日に長崎県市町村会館で開催されました。

議題は、令和8年度の長崎県町村議会議長会に抛出する各町の負担金の増額について協議がありました。県内8町の議会としては、事務局の実情から、増額に対する理解が改めて示され、各町それぞれ執行側に理解を求めることで確認をしました。

4番目の会議報告は、資料11ページから33ページです。

令和8年第1回（2月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会が、令和8年2月17日に長崎県市町村会館で開催されました。

議案第1号として、広域連合職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例、議案第2号として、広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例が、それぞれ原案可決されました。

議案第3号として、広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号として、広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、こちらも原案可決されております。

また、議案第4号の広域連合一般会計補正予算と議案第5号の広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算が一括上程され、それぞれ原案可決されました。

議案第6号の令和8年度広域連合一般会計予算と議案第7号の令和8年度広域連合後期高齢者医療特別会計予算も一括上程され、原案可決となっております。

また、同意議案として、監査委員の選任に関して同意を求める議案が提出され、同意されております。

5番目の会議報告は、資料の34ページから46ページです。

長崎県町村議会議長会 第77回定期総会が、令和8年2月17日に長崎県市町村会館で開催されました。

議事は、報告第1号として、議長異動報告があり、本町の改選に伴い異動があったことが報告されました。

次に、報告第2号として、会務報告が提出され承認されております。

次に、議案第1号 令和8年度長崎県町村議会議長会事業計画（案）が提出され、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、令和8年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算（案）が提出され、こちらも原案可決されております。

次に、議員派遣結果を報告します。

資料は、諸般の報告の議員派遣結果です。

1件目は、西九州自動車道建設促進大会です。

令和8年1月17日に鹿町地区コミュニティセンターにおいて開催され、議長を含め議員9名

が出席しております。

大会では、国土交通省九州地方整備局と西日本高速道路株式会社から、工事の進捗状況の報告がありました。また、小学校教諭をされております方から地元の意見発表もありました。また、5項目の決議が採択され、大会の最後に、参加者全員でガンバロー三唱が行われました。

2件目は、全国市町村国際文化研修所主催の第3回市町村長等・議会議員特別セミナーがオンラインで開催され、中川議員が出席しております。

今、報告しました議長出席会議報告5件並びに議員派遣結果2件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（川副 剛 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

4件の報告をお願いします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

1件目の令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会の件。令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会の件についてですが、先ほど議長からも御報告がありましたように、12月22日に佐世保市役所において開催され、出席者は、4市2町の執行部と議会の代表者及び長崎県、佐賀県の関係者が出席されております。

決議事項につきましては、第1号議案 松浦鉄道施設整備計画(案)が提案されました。まず、事務局から計画(案)について説明があり、計画内容は、鉄路を維持するために必要な輸送の安心・安全等を確保するための施設整備事業で、期間は令和8年度から令和12年度の5年間となっており、社会情勢の変化等により計画を変更する必要がある場合には、その都度、協議会総会で承認を得ることになっています。

また、計画に基づく施設整備費につきましては、国庫補助事業は、国3分の1、沿線自治体3分の2、単独整備事業は沿線自治体で全額負担することになっており、国庫補助金が上限額等で交付されない場合は、不交付分の全額を沿線自治体で負担することになっております。

続いて、松浦鉄道株式会社より、事業の詳細及びその必要性についての説明がありました。そして、事務局から事業費について説明があり、5か年で総額26億2,977万5,000円、沿線自治体の負担割合は、現計画と同様の負担指数で算出され、5か年の自治体負担額の総額は19億9,995万1,000円、うち、佐々町の負担額は7,678万1,000円と見込まれております。

提案された第1号議案につきまして、審議の結果、計画案は承認されました。

次に、議事の2として、松浦鉄道株式会社から経営状況について説明があり、5か年の収支予想が示されました。

まず、令和7年度の見通しが、営業収益が8億9,400万円、営業費用が10億600万円で、当期純利益が1,800万円、繰越利益剰余金が6,300万円の赤字と見込まれており、原因としては、令和6年10月に運賃値上げをしましたが、この効果が半年分の増収効果に限定的であること、費用面では、物価高騰による諸経費の増大と、最低賃金引上げによる人件費の増加があげられております。

ただ、ガソリン価格の暫定税率がなくなるという動きの影響もあつてか、軽油価格も下がってきており、安値が続けば当期赤字はもう少し改善される見通しです。

5か年の予想ですが、令和6年度までの11年間の平均と比較して、まず、収入が定期外収入

が102%、定期運賃については、通学定期が減少しているものの、通勤定期が好調で99%と予想、一般経費につきましても、物価上昇が続くと仮定して102.5%、特別利益と特別損失の収支は、毎年1億5,000万円程度で推移していた修繕費が、令和8年度以降2億円程度と見込まれるため、どうしても赤字が続く見通しとなっており、自浄努力はしていますが、今後とも沿線自治体の支援を賜りたいとのことでした。

以上、総会の資料につきましては、タブレットに掲載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

続いて、2件目の松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会（書面協議の結果）について。令和7年度松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会の件についてですが、先ほど議長からも御報告がありましたように、書面による協議が行われております。

構成員は、4市2町の執行部と議会の代表者及び長崎県、佐賀県の関係者となっております。決議事項につきましては、国の重点支援地方交付金を活用した、令和7年度松浦鉄道に対する支援について、書面により協議が行われました。

燃油価格の高騰により、松浦鉄道株式会社が受けた影響額の算出につきましては、令和7年4月から11月の期間において、松浦鉄道株式会社が受けた1リッターあたりの影響額を実績ベースから算出し、燃油使用料に乗算した額を各沿線自治体の令和7年度負担指数で案分したものととなり、本町の支援額の目安については108万2,000円となっております。

書面協議の結果、全会一致で承認されました。

この支援額につきましては、国の重点支援地方交付金を活用するため、1月29日の臨時会の補正予算に計上させていただいております。

続いて、3件目、西九州自動車道建設促進大会について。西九州自動車道建設促進大会についてでございます。令和8年1月17日土曜日、鹿町地区コミュニティセンターにおきまして、西九州自動車道建設促進大会を開催いたしました。本大会は、県北の沿線自治体であります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催し、西九州自動車道建設促進期成会の共催で、本自動車道の早期完成と全線開通を期待する地元の熱い思いを結集し、国・県等へ発信するものでございまして、平成29年度の初回開催から、今回で8回目となるものでございます。

今大会では、本県出身の金子衆議院議員をはじめ、本県選出の国会議員並びに県議会議員、国土交通省九州地方整備局 垣下局長、西日本高速道路株式会社執行役員 加治九州支社長など、多くの御来賓をお迎えし開催いたしました。また、本町からは、議長をはじめ、副議長及び町議会議員の皆様約63人の方々に御参加いただき、全体で約500人規模の大会となりました。

大会では、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所の上田所長から、松浦佐々道路の江迎工区の進捗状況説明や、西日本高速道路株式会社佐世保工事事務所の上野所長から、佐世保中央インターから佐世保みなとインターチェンジ間の橋梁工事の進捗状況や、天神山トンネルのリニューアル工事についての説明をいただくとともに、鹿町町在住で小学校教員の方から、地元の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

大会決議では、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、佐世保中央インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化の整備促進、必要な予算の満額確保などを強く要望することが決議され、参加者全員による早期完成に向けた、団結ガンバローの三唱が行われ、おかげさまで盛会に閉会することができました。

大会資料につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

当日、御参加をいただきました川副議長をはじめ、議員の皆様方には大変御足労をおかけしまして、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

以上、西九州自動車道建設促進大会についての報告とさせていただきます。

最後の4件目、令和7年度第2回佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会について。令和7年度佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会についてですが、先月の2月12日、佐世

保市役所において第2回協議会が開催されました。

出席者は、佐世保市長を会長として、長崎県と佐世保市、佐々町の関係部局、学識経験者、利用者の代表、公共交通事業及び道路管理者、公安委員会、オブザーバーとして九州運輸局の関係部局が出席されております。

議事としましては、令和8年度予算についての提案があり、事務局から、令和8年度の事業内容と予算についての説明を受けました。審議の結果、全会一致で承認されました。

次に、報告として、佐世保市大野地区のコミュニティバスに関する国の補助事業の事業評価について分科会で審議を行い、分科会の議決をもって協議会の議決とする旨の規約により、評価資料を国へ提出したとの報告を受けました。

それから、地域公共交通計画の進捗について事務局から説明があり、黒島における公共ライドシェア導入に向けた実証運行事業、持続可能な公共交通モデルを検討する人材育成事業の実施状況について報告を受けました。また、佐々から佐世保駅前の路線について、運転手不足と路線便数の重複解消に対応し、便数削減並びに経費節減のため、将来的に大野で乗り継ぎしていただくように考えているが、秋頃から実証運行をすることのことで、一部の便において大野で乗り継ぎすることになるとの報告がありました。

なお、協議会の資料につきましては、タブレットに掲載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

以上で、地域公共交通活性化協議会の報告を終わります。

議 長（川副 剛 君）

これから報告に対する質疑を行います。

質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、行政報告を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（川副 剛 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

8番。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

総務厚生委員会委員長をしております永田でございます。所管事務調査の結果について、佐々町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

開催日時は2月9日、会議開催時間は13時から15時47分ということで、当日は衆議院選挙等の開票日の翌日ということで、職員が深夜までの作業ということもあり、午前中からの開会が通例でありましたが、今回は午後からの開催ということになりました。

出席者は全員です。

会議概要について報告いたします。

所管事務調査として、1、条例等について、職員の給与に関する条例の一部改正について、総務課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

職員の給与に関する条例の一部改正について、内容は通勤手当の改正。令和7年度の人事院勧告の内容に準じて改正を行うというものであります。

内容の一つ目が、1か月あたり5,000円を上限とする駐車場の利用に関する通勤手当を新設するという事、もう一つが、通勤手当の額を規則に定めるということが国の法律で改正されたということになっております。

この案件につきましては、規則の通知等が遅くなったということもあり、3月上旬には間に合わないということで、見送りということになりました。

2件目は、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、住民福祉課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

この条例は、法律に基づいて、佐々町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、マイナンバーを利用することができるものや、利用することができる事務の種類などを明らかにし、必要な限度においてのみ個人番号を利用することができるように定めたものということであり、

今回の改正の理由は、国が主導するシステムの標準化に伴い、佐々町に住民登録がない方が、固定資産税の課税や水道契約等のために個別に登録されている住登外者、いわゆる住民登録のない方の管理・登録を行うということで「住登外者宛名番号管理機能」が、標準化後のシステムについて共通機能として設けられることになったと。それに伴って、機能を扱う住民について、マイナンバーの独自利用を行う事務等について、条例に定めた上で庁内連携に係る規定を追加する必要があるということが国から示され、それに伴って、条例を整備するという事、大変長い名前でも分かりにくい内容なんですけれども、要するに、佐々町に住民登録がない方の情報管理についての規定を定めるということであり、

内容について確認し、各委員に十分な検討をお願いし、終了しております。

詳細については、いずれも議事録がついておりますので、御参照いただきたいと思います。

3番目は、佐々町介護保険条例の取り扱いについて、住民福祉課担当者より、概要以下のような報告を受け、調査を行いました。

昨年の令和7年度税制改正において、給与所得控除について55万円から65万円に10万円引き上げる改定が行われました。介護保険の第1号被保険者は、市町村民税課税の有無や合計所得額等を標準段階の所得基準として用いるため、今回改定に伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の保険料の収入が減少する可能性がある。そのため、いわゆる保険者の責任ではない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第1号保険料への令和7年度税制改正の影響を受けないように、介護保険施行令の一部を改正する政令が公布された。

政令は令和8年4月1日に施行される予定で、令和8年度のみ特例措置が設けられる。いわゆる、税制改正が行われて税額が下がった方の保険料については、介護保険については、段階は変わりませんという内容であります。それに伴う条例の整備ということであり、

委員会としては、内容を確認し終了しております。

4番目は、佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、条例の内容は、いわゆる「こども誰でも通園制度」の開始に伴ったものということで、令和7年、昨年11月14日付で、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、この条例の関係条文を整理するという内容であります。

委員会としては、内容を確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

5番目は、佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、住民福祉課から説明をいただきました。

これについては、制度の趣旨としては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する法律が公布されたことに伴って、市町村においても給付事業として位置付けられました。保育施設の運営に関する基準は、国の定める基準に基づき市町村が定めるということになっておりまして、本条例を提案するという内容でございます。

事業の概要は、令和7年度は補助事業として位置付けられましたが、令和8年度から給付事業として位置付けられます。乳児等通園支援事業を行う事業所が給付費を受けられるよう、運営の基準を明確にするということで、利用対象者は0歳6か月から満3歳未満まで、保育所に通っていない子どもが対象で、対象の認定は市町村による認定ということで、利用時間は月に10時間まで、利用料は事業所が直接徴収ということで、令和8年4月1日から施行されます。

条例の内容としては、佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例として、提案が予定されるということになっております。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

2件目は、国民健康保険税率改定の考え方についてということです。

令和8年度から始まる「子ども・子育て支援金制度」について、新たに子ども・子育て支援金の分の負担が保険税に加算をされるということで、これについては、取扱いが、関係法令の公布が3月末となる見通しであるため、議会を招集して改正条例等の審議をいただくことが厳しいというふうに説明されておりまして、ついでには、賦課限度額の改定と同様に専決処分をすると、その後の議会で報告し承認を求めたいという旨の説明がありました。

子ども・子育て支援納付金については、令和10年度まで段階的に増額されることになっているため、本町の保険税率についても同様に、段階的な税率の改定が必要となってくる見込みということでもあります。

内容について確認をし、各委員に十分な検討をお願いし、終了しております。

3件目、辺地総合整備計画策定について、税財政課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

前回の議会前の委員会でも、一度説明を受けておりましたが、その後、令和10年度、令和11年度に、大茂町内会集会所の屋根及び外壁改修工事を追加して予定するという旨の説明を受けました。

内容を確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

次に、その他報告ですけれども、1点目は、佐々町組織規則の改正について、総務課より、佐々町組織規則の改正について、災害に強いまちづくりを目的として、専任の防災担当を配置するというので、名称について検討した結果、総務課の中に「消防防災班」として設置することとなったという旨、報告を受けました。

令和8年4月1日からの設置ということでございます。

2点目は、町有地利活用の取組内容について、総務課担当者より報告を受けました。

3点目は、福祉センター一般浴室の休止について、多世代包括支援センターの担当者より、福祉センターのお風呂が、温度コントローラーの不良により使用を休止しているという旨の報告を受けました。その後、2月24日より再開予定ということでございます。

4点目は、第7次総合計画後期計画・第3期総合戦略の策定について、企画商工課担当者より報告を受けました。

委員会としては、いずれも報告を受けました。

以上であります。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 降壇）

議長（川副 剛 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
7番。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 登壇）

産業建設文教委員長（横田 博茂 君）

産業建設文教委員会委員長の横田です。所管事務調査について報告をいたします。
開催日時、令和8年2月3日月曜日、出席者全員です。

所管事務調査内容、1、第7次総合計画後期計画・第3期総合戦略の策定について、企画商工課。2、農業体験施設の在り方について、農林水産課。3、その他緊急を要する事案について、佐々町中小企業振興資金融資損失補償条例の廃止について、企画商工課。4、その他。その他報告1、創業支援、中小企業振興資金融資制度の変更について、企画商工課。2、事業の繰越について、建設課。3、佐世保市水道局 小佐々地区送水管整備事業に係るルート計画の検討について、建設課。4、古川地区における佐々川河川改修工事（パラペット嵩上げ事業）について、建設課。5、町道認定について、建設課。6、令和7年災 農地等災害復旧事業及び大新田樋門工事設計委託の繰越について、農林水産課。7、農産物品目の特産品化（レモン植栽）について、農林水産課。8、その他でした。

はじめに、第7次総合計画後期計画及び第3期総合戦略の策定について。執行部から、これまでの審議経過、今後のスケジュール及び計画素案の内容について説明を受けました。

後期計画では、重点施策として「子育て支援」「健康づくり」「災害に強い町」を位置付け、将来像は、前期計画を継承する方針が示されました。また、人口ビジョンについては、人口動向を踏まえ、目標人口を見直す考えが示されました。

委員からは、計画策定後における町民への周知・浸透を図る取組を具体的に検討すべきとの意見、人口目標の見直しについては慎重な判断が必要であり、人口増加に向けた具体的施策を明確に示すべきとの意見が出されました。

本件については、基本構想の変更がなされるわけではないことから、議案の提出は不要で、本定例会への提案はなされないということで、委員会としては調査を終了しました。

次に、農業体験施設の在り方について。施設の活用については研究中であるとの説明を受けました。

委員からは、施設の目的や役割を整理した上で、将来的な方向性を明確にすべきとの意見、利用促進や管理運営の在り方について検討が必要との意見が出されました。

この件についても継続調査といたしました。

次に、その他緊急を要する事案として、佐々町中小企業振興資金融資損失補償条例の廃止についての説明を受けました。

このほか、その他報告として、冒頭に申し上げました事項について報告を受け、委員会としては内容を確認したところです。

続いて、開催日時は令和8年2月12日木曜日、出席者は全員です。

所管事務調査の案件は、1、学校給食費の公会計化について、教育委員会。2、給食センターについて、教育委員会。3、庁舎建設事業について、庁舎建設室。4、その他緊急を要する事案について、1、附属機関の設置に関する条例の一部改正について、教育委員会。5、その他。その他報告1、教育委員会所管分の新規事業について、教育委員会。2、千本公園プールについて、教育委員会。3、その他でした。

はじめに、学校給食費の公会計化について。給食費の公会計化及び無償化の目的、制度概要、事業規模、財源内訳、関連条例案及び施行規則案について説明を受けました。

主な質疑として、給食費未納に係る不納欠損処理の考え方や時期、給食費単価設定における物価高騰への対応などについて確認がなされました。

本件については、3月定例会に条例案等が上程予定であるとのことで確認を終えました。

次に、給食センターについて。これまでの検討経過、候補地の状況、近年の建設費及び人件費高騰による影響並びに今後の方向性について説明を受けました。

委員からは、どういう調査目的でプレサウンディングするのか、また、積極的に民間活力を導入してもらいたいなどの意見が出されました。

本件については、引き続き調査を行うことといたしました。

次に、庁舎建設事業について。庁舎建設事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて、ほか、カーポートの設置についての説明を受けました。

委員からは、工期延長に伴う支出に対して、町民への周知に関する意見が出されました。

次に、その他緊急を要する事案として、附属機関の設置に関する条例の一部改正について説明を受け、委員会として内容を確認いたしました。

続いて、その他報告について、まず、教育委員会所管分の新規事業について、令和8年度に予定している新規事業の概要説明を受けました。オンライン英会話レッスン、タブレットを活用したデジタルタイピング英語、佐々中学校の水泳授業の民間委託という内容でした。

委員からは、水泳授業に係るランニングコストの確認や業務委託の内容確認、また、スポットクーラーの導入についてなどの確認がありました。

次に、部活動の地域移行に関しての説明を受け、千本プールについて、施設の老朽化の状況及び今後の対応方針についての説明を受けました。

老朽化対策等には、大規模改修や建て替え等が必要となり、多額の費用負担が発生することから、千本公園プールは廃止の方向で検討していきたいと考えているとの報告を受けました。

以上の調査を行いましたので、詳細については議事録、資料等を御覧ください。

これで、産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 降壇）

議 長（川副 剛 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（10時48分 休憩）

（11時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（井上 智恵美 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、4番、井上智恵美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

皆さん、こんにちは。4番、井上智恵美です。すみません、ちょっと喉の調子が悪くて聞き取りづらい点があるかもしれませんが、よろしくお願いします。

今回、私の質問の大きな柱は、全ての子どもの学びと安心を守る教育環境整備についてです。

現在、全国各地で子どもたちが犠牲になる痛ましい事件があとを絶ちません。いじめ重大事態によるけがや尊い命の損失、SNSを悪用した卑劣な犯罪、そして学校という聖域で起きている性暴力や盗撮事案、ニュースで報じられるこれらの悲劇は、決してよその土地の出来事として片付けられるものではありません。一度失われた命や深く傷ついた子どもの尊厳は二度と元には戻らないのです。

私たちの佐々町において、あのような悲劇を絶対に起こさない、そのために現在の体制に死角はないか、子どもたちの「助けて」という小さなサインを見逃していないか、今こそ総点検を行う必要があります。

また、先日開催された子ども議会で発せられた純粹かつ切実な声に、私たちはどう応えていくべきなのか、前向きな姿勢を伺ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、心身の健康を支える多角的な相談支援についての一つ目、相談体制の稼働状況について伺います。

不登校やいじめ、虐待、さらには、つい先日もテレビ放送をきっかけにネット上で、あれはヤングケアラーではないかと激しい論争が巻き起こったことを御存じでしょうか。このように子どもを取り巻く環境は年々複雑化、深刻化しています。

社会がこれほどまでに敏感に反応するのは、一見家族思いの立派な手伝いに見えるその裏側で、子どもの学びや子どもらしい時間が奪われていることへの強い危機感があるからにはほかなりません。

こうした表面化しにくい家庭内のSOSを早期に発見すること、そして、最近もSNS上で暴力シーンの動画が拡散され、大きな衝撃を与えた凄惨ないじめ事件のように、目に見える形での暴力や逃げ場のないネット上での攻撃から子どもを断固として守り抜くこと、これらを適切に解決へとつなげるためには、多忙を極める担任教諭の努力だけに頼るのではなく、専門的な知見を持つスクールカウンセラーの活用が必要不可欠です。

そこで伺いますが、現在、本町の小中学校におけるスクールカウンセラーの配置頻度は、各校、週に何日程度、年間で何日程度となっているのでしょうか。また、子どもが相談を希望してから、実際に面談が行われるまでの待機期間について、町はどのように把握されていますか。悩みを抱える子どもにとって、1日、1週間の放置が取り返しのつかない事態につながることもあります。相談を待たせている実態はないのか、まずは現状をお尋ねします。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

本町小中学校におけるスクールカウンセラーにつきましては、長崎県教育委員会から年間425時間の配置をいただいております。毎週各学校に1回ずつ勤務をしていただいております。小学校では1校3時間、中学校では6時間の配置で、現状といたしましては、各学校とも毎回満杯の状態稼働されているという実情でございます。年間に直しますと32日間、各学校に配置がされるという状況でございます。

原則、各学校のスクールカウンセラーコーディネーターが、その日の予約状況を踏まえて、カウンセリングの計画をカウンセラーに示しますが、緊急時には臨機応変に対応することもございます。

状況によって、児童が待たされるという状況も確かに生まれるという現状はございます。ただし、その待たされたお子さんについては、早期に対応するようにマニュアルの中でも示してあるところです。

スクールカウンセラーは、基本は学校で相談業務を行います。家庭訪問等による帯同ということには原則ございません。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

配置頻度や待機期間については把握いたしました。

悩みを抱える子どもにとって、1日、1週間の放置が取り返しのつかない事態につながることもあります。相談を待たせることができるだけないように、重ねてお願いを申し上げます。

もう一つお尋ねしたいのが、先ほど家庭訪問等の対応はしていないということでおっしゃられました。長期欠席が続く児童生徒がいる場合には、今、現状ではされていないということだったんですけれども、今後対応していただくことは可能でしょうか、お聞かせください。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

不登校のお子さんに対する家庭訪問等につきましては、スクールソーシャルワーカーの配置も行っておりまして、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携をしながら対応しているところではございますが、原則、現状のスクールカウンセラーについては、学校での業務ということが原則となっているところです。

しかしながら、令和7年7月の定例会におきまして、中川議員から御指摘がありました、不登校支援スクールカウンセラーという制度を、長崎県教育委員会のほうが制度をつくられております。家庭訪問等のアウトリーチがその場合には可能となりますので、現在、令和8年度に本町にも配置をいただけますよう要望をしているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

今の答弁を聞いて安心いたしました。学校に来られないという状況そのものが、子どもが発しているSOSであることも少なくありません。そうした子どもたちにこそ、専門的なケアが必要だと思います。必要に応じて家庭を訪問し、子どもと家族の孤立を防ぐアウトリーチ型の心理支援の強化を重ねてお願い申し上げます。

今、お伺いした面談状況は、あくまで子ども自ら動くことができたケースに過ぎません。実際には、周囲の目を気にして相談をちゅうちょしたり、家庭内の複雑な事情から、外部に助けを求めるすべを知らなかったりする子どもたちが、今この瞬間も孤独に悩んでいる可能性があります。相談体制の構築において真に問われるべきは、設置されていることではなく、誰一人取り残さないためのアクセスのしやすさであり、また、学校内だけでは解決できない事案に対

して、いかに迅速に外部と連携できるかという点です。

そこで、二つ目の「相談しやすさ」の向上と外部連携についてお伺いします。

冒頭で申し上げたとおり、ヤングケアラーや虐待といった問題は、子ども自身がこれは相談していいことなんだと気づき、声を上げることで非常に困難です。また、こんなことを相談していいのか迷っているうちに時間が過ぎてしまうといったこともあるかもしれません。対面をためらう子どもにとって、現在、学校で配布されている一人一台端末の活用や、例えば身近なLINEなどを通じて、予約や相談がもっと気軽にできる仕組みを検討できないでしょうか。

誰にも見られずに、かつ心理的ハードルを下げたSOSを送れるデジタル窓口の拡充について、考えをお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

一人一台端末を利用した相談窓口について、本町独自でアプリ等を入れるというような設置ということはしておりません。

長崎県教育委員会が実施をされていますインターネット相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」を長崎県教育委員会が開設されておりまして、毎年4月に全ての児童生徒に、QRコード等が記載されている相談窓口カードを配布しているところです。

そのほか、24時間子どもSOSダイヤル、また、子どもの人権110番など、県内の各機関につながる相談窓口について児童生徒に周知するとともに、各機関との連携を図っているところでございます。

特に本町教育委員会といたしましては、長崎県教育委員会の児童生徒支援課や佐世保子ども・女性・障害者支援センター、法務局、江迎警察署等とは常日頃から連携を図っておりまして、有事の際には積極的に相談をして、見守り体制を強化するというように努めているところでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4番。

4番（井上 智恵美 君）

県などのほうでも対応策等があるということで安心いたしました。もっと子どもたちにも確実に周知の徹底をしていただければと思っております。

LINEなどを活用した相談については、決して24時間即時の返信を求めているわけではありません。相談員の方々の勤務時間内の返答で十分かと思っております。重要なのは、子どもたちが悩みや不安を抱えたその瞬間に、誰にも見られることなく、自らの手元からSOSを発信できる入り口のハードルを極限まで下げておくことにあります。デジタルネイティブである子どもたちの感覚に寄り添い、まずは、つながれる安心感を最優先した仕組みづくりを、ぜひこれからも検討していただければと思っております。よろしくお伺いいたします。

次に、学校内だけでは解決が困難な複雑な事案に対し、教育委員会が情報の窓口や各機関への架け橋となり、福祉や医療、警察といった外部機関と、いかにスピード感を持って連携されているのか、本町のネットワークの現状と課題をお答えください。お願いします。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

先ほど申し上げましたとおり、各関係機関とは常日頃から連携を取っているところです。また、日常的な情報を教育委員会のほうで察知した場合には、即座にその連携報告につきまして、行政機関、それから議員の皆様方にも周知をしながら、対応できるところは対応してまいりたいというふうに思っております。

具体的に、子どもたちが一人一台端末について何らかのサインを出すということにつきましては、一人一台端末のネットワークを管理しております業者と連携を取りながら、見守り体制ということは一定確保はできているところでございます。今後もその見守り体制を強化するところに努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（川副 剛 君）
4番。

4 番（井上 智恵美 君）

見守り体制の強化ということでお答えをお聞きして、安心しております。

現在、カウンセラーの方が面談を通じて深刻なトラブルを察知しても、現在の仕組みでは、校長先生への報告が基本となっており、情報が学校の管理下で止まってしまうリスクがあります。実際に、昨今の凄惨な中学生暴行事件などの事例でも、SNSに動画が拡散されるまで、学校や教育委員会が事態を正確に把握できていなかったケースが散見されます。

カウンセラーが児童生徒の生命や身体に重大な危険があると判断した場合、校長先生を経由せず、または並行して教育委員会へ直接報告できる仕組みを検討していただければと思っております。

こうした関係機関の強い連携こそ、子どもたちの小さなSOSを見逃さない、漏れのない見守りの輪をつくっていくものと思っております。今後も、子どもたちのためにスピード感ある対応を継続していただくよう、よろしく願いいたします。

さて、子どもたちの学びと安心を守るためには、こうした組織的な安全網に加え、子どもたちが日々直面する身体的な健康課題に対しても、より細やかで尊厳を重んじた支援が必要です。

そこで、月経に伴う健康課題への支援について伺います。

この問題は、急な生理による不安や体調不良、心理的なストレスによって、子どもたちの学ぶ権利や健やかな生活が損なわれているということです。現在、中学校では、既にトイレに生理用品の設置をいただいております。また、小学校では、保健室に行けば生理用品を受け取ることができます。しかし、思春期の子どもたちにとって、養護教諭に事情を説明し、手渡しで受け取ることへの心理的ハードルは決して低くありません。周囲に知られたくない、恥ずかしいという思いから保健室に行くことをちゅうちょし、不快な状態で授業を受け続けたり、登校を控えたりするケースもあるかもしれません。先生に声をかけられずに、トイレットペーパーを代用してやり過ぎたり、早退したりする子どもが一人でもいるのなら、それは教育環境の不備と言わざるを得ません。

保健室まで取りに来させるといふ、言わば大人の視点の運用ではなく、必要な場所に必要なものがあるという子どもの視点に立った環境整備に、今こそ転換すべきではないでしょうか。

現在、全国の自治体では、生理用品をトイレットペーパーと同様に公共の備品と捉える動きが急速に広がっております。本来、生理用品は清潔で健康な生活を送るための必需品です。これを特別な福祉としてではなく、学校の当たり前の備品として提供することが、子どもたちの

安心感に直結すると考えます。

全国の先進地では、女子トイレの個室への常備が当たり前になりつつある中、佐々町においても、子どもたちの尊厳と学びの安心を守るため、中学校だけではなく、小学校の女子トイレ個室へも設置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

月経に伴う健康問題に関する支援につきましては、議員御指摘のとおり、大切な支援であるというふうに考えているところです。

中学校のほうには、御指摘があったように、現在は個室のほうに常備をしている状況です。

小中学校における設置につきましては、それぞれのトイレの場所であったり、それから、児童生徒の個人差、それから、学校による状況把握、配置上の課題、そういったところを各学校の実態に即して、丁寧に対応するように校長会のほうで十分に指導を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

思春期の子どもたちは、体の変化に対して非常に敏感で不安を抱えやすい時期にあります。特に始まったばかりの生理は不順であることが多く、予測できないタイミングで対応を迫られるケースが多々あります。現在、保健室で配布するためにストックされている備品をそのまま女子トイレの個室に数枚ずつ置くだけ、それだけのことで、子どもたちが抱える心理的ストレスや学びを阻害される不安を劇的に解消できると思います。決して膨大な予算や複雑なシステムが必要な難しい話ではありません。

一斉導入が難しい場合は、初経を迎え不安を抱える児童が多い高学年フロアの女子トイレや、誰でもアクセスしやすく、プライバシーが守られやすい場所である保健室横のトイレや多目的トイレからなど、順に導入していただければ構わないかと思います。

また、中学校のほうでは、現在設置をしていただいているんですけども、ちょっと娘のほうにも聞いたりしてみたんですけど、ないときもやっぱりあるそうです。ちゃんと補充ができていなかったりとかという状態もありますので、そういった運用面についても、これからさらなるフォローをしていただければと思っております。

月経は、本人がなりたくてなっているものではなく、排尿や排せつと同じ、あらがうことのできない生理現象です。トイレットペーパーが個室に備え付けられているのと同様に、生理用品もまた、必要な場所になくってはならない生活の必需品です。大人の管理の都合ではなく、子どもたちが安心して学校生活を送れることを最優先に考え、早急に個室への設置を検討していただくよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、子どもの尊厳を守る安全確保についてお伺いします。

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、学校が何よりも安全で、かつ自分らしくいられる安心できる場所でなければなりません。しかしながら、深刻ないじめ事案や教育現場にあるまじき性暴力の報道はあとを絶たず、多くの子どもたちの尊厳が脅かされているのが現状です。

2024年2月に松浦市で発生した中学2年生の女子生徒の転落死事案は、自宅にいじめを示唆する遺書のような文書が残されていたことから、市教育委員会が重大事態に認定しています。

その後の調査で、いじめの確認ができずとされた報告書に対し、遺族が再調査を求め、現在は、第三者委員会による再調査が進められている状況です。尊い命が失われたこと、そして、御遺族が再調査を強く求めざるを得なかったという経緯を思うとき、同じ県北であり、多くの子育て世代を迎え入れている本町としても、決して人ごととして見過ごすことはできません。

子どもの命と尊厳を守ることは、私たち大人、そして行政に課せられた最優先の責務です。本町においても、同様の悲劇を絶対に繰り返さないという強い決意の下、平時からの体制づくりと万が一の際の即応力が厳しく問われているかと思えます。

そこで、本町の子どもの安全を守る防波堤としての機能を強化すべく、以下の3点について順次質問いたします。

一つ目は、いじめ重大事態における即応体制の構築についてです。

ことし1月、他県の高校のトイレ内で複数の生徒による凄惨な暴行が行われ、その様子を撮影した動画がSNSで拡散されるという極めて深刻な事件が発生しました。この事案は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態と認定され、警察が動く事態にまで発展しております。

この事件の恐ろしさは、学校という本来安全であるべき場所の、さらにトイレという教職員の目が届きにくい死角が悪用された点にあります。動画が拡散されるまで学校側が事態を正確に把握できていなかった点も、大きな課題として浮き彫りになりました。

この事件が突きつけた教訓は、今の時代、いじめや暴力は巧妙に潜在化、デジタル化しており、従来の大人の見守りや紙のアンケートだけでは最悪の事態を防げないという厳しい現実です。もし、同様の事態が本町で発生した場合、私たちは子どもを確実に守り抜くことができるでしょうか。

そこで、このような大人の目が届かない場所での暴力やいじめが発生した場合、学校や教育委員会は、SNSの動画投稿といった外部からの情報に対しても、即座に事実確認を行い、被害者を守り抜くための即応体制が整っているのか、お伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

いじめの認知につきましては、毎月定例で行っております校長会、教頭会において、月ごとの報告を行っていただいております。現状としましては、どんなささいないじめであっても、まず、いじめとの認識を持って、多くの目で細やかに対応するということの指導を続けているところです。

今回のような動画の拡散による外部からのいじめという認知があった場合には、教育委員会といたしましても、いじめ防止対策推進法の趣旨にのっとり、速やかに被害児童生徒の保護にあたるのが最重要事項であると考えています。

議員御指摘の「いじめ重大事態」につきましては、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、それから、いじめによる当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに重大事態と認定することとされておりまして、その調査にあたりましては、学校が主体となって第三者の意見を取り入れる「学校主体の調査」と、教育委員会が主体となって第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保される「教育委員会主体の調査」、どちらかで調査するかを判断することになっております。

教育委員会主体の調査におきましては、佐々町いじめ防止基本方針に基づきまして、佐々町いじめ等学校問題対策チームというものを設置いたしまして、弁護士や医師、臨床心理士、学識経験者等の第三者の参加をお願いすることとしております。

弁護士については、長崎県町村会顧問の弁護士、それから、心理士については県北心理士会、医師については医師会等から推薦を即座にいただきまして、連携を行って、スピード感を持って組織できる体制というのを構築しているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

まずは被害者の方の保護を優先という点と、もう既に第三者委員会等の体制が構築されているとお聞きして、大変安心いたしました。

全国に目を向ければ、いじめ重大事態の調査において、学校側が事態を過小評価したり、調査の遅れから、御遺族との信頼関係が修復不能になったりするケースがあとを絶ちません。松浦市の事案も、そうした全国的な課題の縮図であると言えます。

いじめの重大事態は、どの自治体、どの学校でも起こり得るという危機感を私たちは常に持たなければなりません。いざというときに組織を守るのではなく、子どもの命と尊厳を何よりも優先して守り抜くという揺るぎない覚悟を、本町の教育現場の隅々にまで浸透させていただきたいと思っております。

そして、事案発生時の即応体制の構築は、言わば、子どもたちの命を守る最後のとりです。形式的な計画にとどまらず、実効性のある体制整備を強く要望し、次の質問に移ります。

二つ目、学校内における盗撮、性暴力の根絶に向けた対策についてお伺いします。

一昨年12月、隣接する佐世保市立小学校において、教頭が女子児童の更衣室に小型カメラを設置し、盗撮を行っていたという極めて卑劣な事件が発覚しました。この教頭は、前任校でも同様の行為を繰り返していたと報じられており、教育現場への信頼は失墜し、保護者のあいだには、我が子の通う学校は大丈夫かという強い不安が広がっております。

佐々町においても、これは決して対岸の火事ではありません。まず、隣町で発生したこの事件をどのように受け止め、本町の小中学校においてどのような指示を出し、どのような点検を具体的に実施されたのか、教室や更衣場所の物理的な安全確認を実際に行われたのか、その初動と現状についてお伺いします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

教職員によります学校内での盗撮は、一昨年に佐世保市で起こり、昨年には愛知県で教職員の盗撮グループが摘発されたという事件を受けておきまして、本町におきましては、その事案があった当初から、学校において一斉点検を実施いたしました。

点検につきましては、更衣室などの整理整頓を日常的に実施し、定期的に点検するということの指示まで行っているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

事件直後の一時的な対応で終わらせては、子どもたちの安全は守り抜けません。佐世保市の事件のように、一度設置されたカメラが長期間放置される事態を防ぐには、定期的な点検の仕組み化が不可欠です。

今後、例えば、学期ごとに安全点検を行い、トイレや更衣室の不審物チェックを明確に位置付け、継続して実施するよう重ねてお願いを申し上げます。

また、それは現場任せにするのではなく、教育委員会として、どのように実施状況を今後把握、指導していくのか、佐々町では絶対に盗撮をさせない、死角をつくらないという強い決意の下、今後の具体的な体制整備について伺えたらと思います。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

教職員の不祥事ということにつきましては、日常的な校内研修において実施しておりまして、わいせつ行為等の防止のための自己分析チェックシート等を導入いたしまして、年度初めに行うことで、教職員の性的指向の自己分析に役立てる取組ということを教職員については行っております。

ただ、全体的にそういう盗撮、性暴力等の防止ということの体制的なところは整っていない状況がございます。今後、電波探知機等の導入も視野に入れながら、学校だけではなく、教育施設全般の盗撮予防について研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

点検の徹底と、今後の体制整備について答弁をいただきました。ありがとうございます。

佐世保市の事案で、最も戦慄を覚えるのは、管理職という立場にありながら、前任校から継続して卑劣な行為が繰り返され、それが長期間見過ごされていたという点です。これは、単に一教職員の資質の問題だけではなく、学校という組織が死角や違和感に対してあまりに無防備であったことを示しております。

一度の点検で安心するのではなく、隠しカメラや不適切な行為は、いつでも起こり得るという前提に立ち、全教職員が互いにチェックし合える環境をつくらなければなりません。

また、子どもたちが異変を感じた際、それを迷わず大人に伝えられる信頼関係の構築も不可欠だと思います。佐々町の学校に死角なしと言えるよう、教育委員会には、各学校の点検が形だけのものになっていないか、常に厳しい目を持って指導、監督し続けていただくよう、強くお願いしたいと思います。

それでは、三つ目、教職員の対応能力向上と未然防止の教育の推進についてです。

いじめ対策の根幹は、現場の教職員の気づきと子どもたち自身の行動にあります。日々、子どもたちと向き合う先生方は多忙を極め、現場での判断がいかに困難であるかは重々承知しております。特に子ども同士のいじめと、単なるふざけ合いの境界線は非常に曖昧で、瞬時の判

断を迫られる先生方の心労も察するに余りあります。

しかしながら、その境界線が曖昧にされた結果、いじめが矮小化され、初期対応が遅れて事態が深刻化するケースが全国的に散見されるのも事実です。子どもたちの発する小さなサインを組織としてキャッチし、先生一人が抱え込まずに迅速な介入につなげる体制が必要です。

そこで、先生方の多忙な業務の中でも、いじめをふざけ合いと見逃さず、初期段階で正しく介入し、客観的に判断するための校内研修などは実施されているのか、お伺いします。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

いじめへの対応については、各小中学校における校内研修のテーマとして、人権学習と連携をしながら、教職員の資質向上を図っているところでございます。

また、全国教員研修プラットフォーム（P l a n t）というものがございまして、この全国教員の研修につきましては、いじめ問題を重点課題としてコンテンツを充実されております。各教職員においては、時間のあるときにそのコンテンツを視聴するというような研修を行っているところでもございます。

学校の教育課程において、いじめの防止については、各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等で、授業として様々な形で展開をしているところでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）
4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

これからも教育現場を支える先生方が、自信を持って迅速に対応できるよう、町としての支援と研修の充実を求めさせていただきます。

次に、いじめの未然防止についてもあわせてお伺いいたします。

いじめを防ぐためには、いじめを傍観せず、自分たちで解決しようとする勇気を持つ心の教育や、相手の痛みを想像する共感教育が不可欠です。本町独自の重点的な取組はあるのでしょうか。

近年、他自治体では、外部プログラムや専門講師を招いた出前授業の導入が進んでおります。こうした外部の知見を活用した定期的な授業を、町内の全小中学校で実施する考えはないか、または、既に取り組まれていることがあればお聞かせください。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

議員御指摘の外部のゲストティーチャーをお呼びして、全町一斉にというような取組のほうは、現在しておりません。各学校におきまして、先ほども申し上げたとおり、各教育課程の中で実施をしているというのが実情でございます。

特に、道徳の授業におきましては、新しい教科書になりまして、年間35時間の授業の中で、最低でも6時間、学年によっては9時間の道徳の授業の中で、いじめを取り扱う内容というものもございます。そういった継続的な活動ということを地道に進めていくという対応を現在のと

ころとっているところです。
以上です。

議 長（川副 剛 君）
4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

6時間から9時間の道徳の授業でいじめを取り扱うということでしたが、これは、教育長の個人的なお考えにはなるかと思うんですけども、道徳の授業だけで十分、今のところは足りているという感覚でよろしいでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

いじめに限らず、人権を大切にすってという考え方っていうのが一番大事だと思っております。いじめの防止ということに特化する取組ということは、議員御指摘のとおり、何らかの形でする方向も研究はしていきたいと思っておりますが、学校の評価、そういったことを十分勘案しながら、町としての教育施策のほうに反映させていきたいと思っております。
以上です。

議 長（川副 剛 君）
4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

教職員の資質向上と子どもたちの心を育む教育の重要性について、教育長からも大変力強く前向きな御答弁をいただきました。この課題に対する危機感と共通の認識を持つことができたものと思っております。

いじめや暴力の芽を摘むのは、立派なマニュアルではなく、現場に立つ教職員一人一人の小さな違和感を見逃さない感度と、子どもたちの中に芽生える「それはおかしい」と言える勇氣です。他自治体で成果を上げている外部プログラムの導入や、専門講師による授業は、単なる知識の伝達ではありません。子どもたちに、自分には状況を変える力があるんだという自信を与え、学校全体の空気を変える強力なきっかけとなります。

佐々町の子どもたちが誰かの痛みに共感し、互いの尊厳を守り合える大人へと成長できるよう、既存の枠組みにとらわれない先進的な取組を全校で展開していただくことを強く期待いたします。そして、本町から悲しい事案を一人も出さない、その決意を教育現場と共有し、万全の体制を敷いていただくことを求め、次の質問に移ります。

最後に、先日開催された子ども議会についての一つ目、子ども議員の提案の具現化とフィードバックについてお伺いします。

2月15日、本町議場において、佐々町子ども議会が開催されました。そこでは、農業についてや放課後の居場所づくり、イベント開催など、多岐にわたる鋭い提案がありました。私も拝聴いたしましたが、子どもたちが自らの目線で町の課題を見つめ、しっかりと事前学習をし、堂々と提案を行う姿は大変頼もしく、また、その真剣なまなざしには私たち大人が学ぶべき点も多々ございました。

この子ども議会は、単なる体験イベントで終わらせてはなりません。彼らが勇氣を持って発

した声に対し、町としてどう応え、具体的な施策にどう反映させていくのか、その姿勢こそが、子どもたちの自分たちの力で未来は変えられるという主権者意識を育む鍵となります。

そこで、今回の子ども議員からの提言をどのように総括し、今後の町政運営や事業計画へどう反映させていくお考えか、お聞かせください。

また、提案した子どもたちに対し「君たちの意見でここが変わったよ」というフィードバックをどのように行うのか、具体的にこれからの計画があれば、あわせてお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

先日の子ども議会では、小中高校生が町の将来を真剣に考え、現状の思いを述べていたことに対して大変感銘を受け、感心したところです。今後も、子どもたちの意見を聴く機会については、形を変えながらも続けていきたいと考えております。

せつかくの意見であったので、一つでも実現をとといった議員の思いは私も同感で、例えば、防災知識を学べる環境整備や佐々町の魅力発信など、すぐにでも取り組める内容もありましたので、関係各課と連携しながら、子どもたちの思いの実現に努めてまいりたいと思います。

フィードバックにつきましては、今後、研究してまいりたいというふうに思います。卒業したりしますし、どういうことにしようかということの研究してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）
4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

町長も私と同じように受け取っていただいたということで、大変うれしく思っております。子どもたちも、今のお話を聞いたらとても喜ぶんじゃないかなと思いました。提案の具現化に向けた前向きな検討、並びに、子どもたちへの丁寧な回答について本当にうれしく思います。

子どもたちにとって、自分の意見が町長や教育長、各課長に届き、具体的な変化として目に見えることは、何物にも代え難い成功体験となります。逆に、言ったつきりで何も変わらなければ、どうせ言っても無駄だという諦めを植え付けてしまいかねません。

予算や技術的な制約があることは重々承知しておりますが、先ほど町長もおっしゃられたように、何か一つでも形に最後までしていただければと思っております。

また、すぐに実現できること、時間をかけて取り組むこと、なぜ今は難しいのかを子どもたちにも分かりやすい言葉でしっかりと伝えていただければと思います。彼らの純粋な郷土愛を、佐々町の未来をつくる大きなエネルギーへと変えていくために、誠実かつスピード感を持ったフィードバックを強く要望し、次の質問に移ります。

二つ目、子ども議会の継続・発展についてです。

こども基本法の施行により、自治体には子どもの意見聴取が義務づけられました。今回のような子ども議会を単発のイベントにせず、来年度以降も継続し、さらに定例化すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、議会という場以外でも、日常的に子どもたちの意見を町政に吸い上げる仕組みづくりについて、今後の展望を伺います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

私も子どもたちの意見で、本当に佐々町を愛しているなというふうに思ったところで、私は、今後、郷土愛の教育を進めていく上で、本当によかったというふうに思っているところです。

まずもって、先日の子ども議会への議員の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。今回の子ども議会については、教育の側面から、子どもたちの社会参画意識を高めて、ふるさと佐々町に誇りを持つ人材の育成と町政の立場からのまちづくりへの一助とする目的から実施いたしました。

事前学習会で、本町の総合計画や予算、子どもたち自身が考える佐々町の良さと佐々町の課題などの熟議を通して、佐々町に愛着を持つ児童生徒の育成の場になったものと手応えを感じたところです。

今後は、子ども議会という形式にとらわれず、子どもたちが佐々町のことを考え、意見表明できる機会の確保や、町当局や議員の皆様との懇談等、様々な形で目的を達成できる取組に尽力してまいります。どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

前向きな御答弁をいただきありがとうございます。子どもたちは、大人とは異なる独自の視点でこの佐々町を見えています。彼らの提言を子どもが言っていることだからと軽く見るのではなく、町をよりよくするための一人の町民としての貴重な意見として真摯に受け止めること、それこそが「暮らしたいばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の第一歩かと思えます。

今回、勇気を出して登壇した子どもたちが、数年後、数十年後に自分たちの提言でこの町はもっとよくなったんだと誇りを持って語れるよう、一つでも多くの提案を形にさせていただくことを強く要望します。そして、子どもの尊厳を守り、その声を力に変えて、未来に誇れる佐々町を共につくっていくことを心から願っております。

今回の質問を通し、全ての子どもの学びと安心を守る教育環境整備について、多角的な視点から議論してまいりました。

子どもたちが抱える課題は、もはや学校の中だけで解決できるものではありません。複雑化する悩みを受け止める相談体制の不足、そして、あってはならないいじめや性暴力という安全への脅威、これらは全て、子どもたちの学ぶ意欲と健やかな成長を根底から揺るがす深刻な問題です。

教育への投資、そして、子どもたちの安全への投資は、単なるコストではありません。佐々町で育つ子どもたちは、どんな環境にあってもその尊厳が守られ、等しく未来を描くことができる。この革新こそが、子育て世代が本町を選び、住み続ける最大の理由になるはずです。

子どもたちの学びたい、助けてほしいという声を大人の都合で聞き逃すことがないよう、全ての子どもの命と権利、そして、未来を町が責任を持って保障するという決意を具体的な施策として示していただくことを強く求め、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、4 番、井上智恵美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（11時43分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（中川 由美恵 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、5番、中川由美恵議員の発言を許可します。

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

こんにちは。5番、中川由美恵でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

防災対策、備蓄食数についてです。

佐々町は豊かな自然と利便性が調和し、長崎県内でも住み心地のよい町として高く評価されており、その住みやすさの根幹にあるべきものは、何よりも安心・安全であります。

近年の九州地方を振り返れば、平成28年の熊本地震や令和6年の能登半島地震、さらには、毎年のように発生する線状降水帯による豪雨災害など、これまで安心だと信じられてきた地域が一瞬にして被害に見舞われる事態が相次いでおります。本町においても、佐々川の氾濫や土砂災害のリスクは常に隣り合わせであり、九州のどこかで起きていることは、明日、佐々町で起きてもおかしくないという強い危機感を持つべきであります。

防災対策については、前回の一般質問でもお話ししましたが、災害への備えは継続して取り組むべき重要な課題であります。町内では、自主的に避難訓練を実施している地区もあり、防災意識の高まりを感じております。

避難訓練は自らの命を守る行動を確認する大切な機会であり、いざというときに冷静に行動するための備えであります。しかし、避難は終わりではありません。避難したその瞬間から避難所での生活が始まります。住み慣れた日常を失い、不特定多数の共同生活を送る中で、心身には大きな負担がかかります。その中で、最も重要となるのが健康を守ることです。健康を支える基本は、水分、栄養、そして食事です。災害時にはインフラが停止し、物流も滞る可能性があります。物資支援が届くまでに時間を要することも想定されます。このような状況において、備蓄食は単なる非常食ではありません。それは町民の命と健康を守るために重要な備えであり、十分な水分と栄養を確保することは体力の維持につながり、体調悪化を防ぐ基盤となります。

一人1日に3リットルの水、そして栄養のバランスを意識した食料を日常的に消費しながら買い足すローリングストックによって備えることが重要とされています。災害への備えは、いざというときに、町民の命を具体的に支えられる体制を整えていくことにあります。

そこで、お尋ねいたします。前回の一般質問において、佐々町の備蓄食数は2,400食であるとの答弁がありました。佐々町の人口は約1万4,000人です。多くの住民が、大規模災害が起き、避難生活を送る状況になった場合、2,400食で適正なのでしょうか。

議長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

ただ今の御質問で2,400食っておっしゃられた分は、アルファ化米のお話かと思うんですけ

ども、アルファ化米で申しますと、地域防災計画上の備蓄数量は4,200食となっておりますが、令和7年度末の時点では、3,000食の備蓄となりますので、まだ不足している状況でございます。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

そうですね。私も足りていないんじゃないかと率直に思っております。国の備蓄の考えでは、公的支援が届くまでのあいだ、最低でも3日分、できれば1週間分の備えが必要とされています。では、どの程度の避難者を何日間支える想定なのかと、今後の備蓄について、どのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

備蓄数量については、佐々町地域防災計画に、災害時の物資備蓄等に関する基本方針に基づき定めることとしております。備蓄数量が多いほうがよいのですが、本町では、県の備蓄基本方針を参考に、人口の5%の3日分を目標に、現在、備蓄を進めており、毛布、乳幼児用液体ミルク、簡易トイレなどの衛生用品などはほぼ計画数量を備蓄できておりますが、アルファ化米やミネラルウォーターなどの食料品は、現在、年次的に備蓄を進めているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

今後もしっかりと安心できる数量を確保していただきたいと思っております。しかし、自治体だけで全住民の食料を確保することはなかなか難しいと言われております。仮に、備蓄だけで十分でない場合、それをどのように補完するのがいいのかが重要だと思っております。

大規模災害が発生した場合は、自治体の単独での備蓄や調達には限界があると指摘されています。特に、発災直後は広範囲で物資が不足し、買付けも困難になることが想定されます。そのような状況に備え、食料品の安定供給を確保するために、民間企業や地元業者との災害時物資供給協定の締結が極めて重要であると考えます。協定を事前に締結しておくことで、災害時に優先的な物資の調達や、物流経路の事前確認と迅速な配送体制の構築と、避難所だけでなく住宅被災者への対応強化が可能となります。

現在、佐々町において、災害時の食料品供給に関する協定企業はございますか。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の食料品に係る協定の締結状況でございますが、食料品に係る協定は、アリアケジャパン株式会社など、4社と締結をしておるところでございます。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

地元の業者と4社提携を結んでいるということで安心いたしました。災害時の対応は、食料品の供給ではありません。物資確保だけでなく、そのほかにも支援体制が必要です。行政単独では対応が難しい分野も数多く想定されます。食料品の供給協定のほかにも、どのような分野の協定を締結されているのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

現在、締結しております協定は、災害時におけるLPガス供給に関する協定、災害に係る情報発信等に関する協定、災害時に要援護者の避難施設として民間福祉施設等を使用することに関する協定など、食料品の供給に関するものも含めて、22の協定を締結しております。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

ほかの分野においても協定の締結が進んでいる状況を確認でき、安心いたしました。今後も、実効性の確保に努めていただくようお願いいたします。

次に、避難所運営における女性視点の確保についてです。

避難所が開設されると、待機場所ではなく生活の場となります。不安を抱えた多くの方々が共同生活を送る中で、円滑な運営をするためには、明確なリーダーの存在が不可欠であると考えます。リーダーが中心となり、役割分担、物資管理、衛生管理の整備などを行うことで、混乱や不公平を防ぐことができます。その際、女性の視点が確保されているかが極めて重要です。生理用品や下着、乳幼児用品の確保、トイレや更衣室、授乳室の設定などは、女性や子育て世帯にとっては切実な問題です。過去の震災で、生理用品の配布について、全ての女性に一人1枚配布をされた事例がありました。生理用品は全ての女性に必要ではなく、使用量も個人差があります。これらは悪意ではなく、意思決定の場に女性がいなかったことによる配慮不足の結果と言えます。

そこで、お尋ねいたします。佐々町では、大規模災害時に避難所を開設した際、運営リーダーとなる方はいらっしゃいますか。

議 長（川副 剛 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

避難所の入所者の中でのリーダー選定は、地域防災計画の中にも現在定めておりませんので、そういった、大規模な災害時に避難所を開設した際に、リーダーとなる方はいらっしゃらないということになるかと思っております。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

避難所運営のことを考えると、避難訓練の実施よりも、避難所の運営リーダーの育成が急務と思いますが、それをどのようにお考えになられるでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

避難所運営についてなんですけど、今は職員が対応をしているという状況でございます。避難訓練の実施よりも、避難所の運営のほうが大事ではないかというようなお話でしたけども、まずは命を守ることが先だと、それから避難所運営のことだというふうに思っております。

防災に関しましては、令和8年4月から防災専任の職員の配置を計画しており、防災訓練の実施については、令和9年度に実施したいと考えております。しかしながら、これまでは大雨や台風などの際に、佐々町公民館などの小規模な避難所しか開設しておらず、それもほとんどのケースが1日以内に終了していたため、生活を営むために、今まで避難者の中からリーダーとなる方が必要となることはございませんでした。しかしながら、大規模な災害が発生したケースでは、町の職員だけの避難所の運営は困難になることも想定されることから、そのような場合に、リーダーとなり得る方の育成もしていかなければならないと考えておりますので、災害ボランティア研修を実施されている社会福祉協議会と連携し、令和8年度中に座学の研修を実施したいと考えております。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

研修の実施があると伺い、心強く思いました。そして、社会福祉協議会との連携も取るというお話も聞けたので、とても安心いたしました。そして、令和8年度に研修があるということが、もうすぐに近まっているということなので、必ず実施をしていただきたいと思っております。研修の実施が安心につながることでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、大規模災害が起きた場合、町職員の方々も被災者となり得ます。だからこそ、リーダー育成は計画にとどめることなく実施していただくよう強くお願いいたします。

先ほども女性の視点の重要性についても申しましたが、避難所運営において、女性の参画は不可欠です。町として、女性の参画について、どのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

議員がおっしゃるとおり、避難所の運営には女性の視点が重要だという認識は持っております。実際に、大規模災害が発生した全国の避難所において、女性の視点が不足したことから、授乳できる場所や更衣室がなかったりとか、トイレへの通路が暗く、女性が怖がったりとか、最悪の場合は性被害も発生しているとお聞きしております。そのようなことを発生さ

せないためにも、男性のリーダーのみならず、女性のリーダーの育成にも努めてまいりたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

女性視点の重要性を明確に認識され、女性リーダー育成にも取り組まれる御答弁を心強く受け取りました。避難所は命を守ったあとの生活の場です。誰もが安心して過ごせる体制づくりを着実に進めていただきたいと思います。

私も避難所生活をされた方々とお話をする機会がございまして、そのときに、このような危機的状況の中で過ごす生活というのは、やはりパニック状態だということを強く言われました。そして、そのような中で性被害があるとは思えないと思っていたのですが、とにかく、その性被害というのがたくさんある状況を知ることがありました。とてもショックで、パニック状況で大変なときに、そのような問題も抱えられるというのは、とても心が痛むような実例がとにかくたくさんございました。なので、やはり安心して過ごせる避難所生活づくりというのは、とても大事だと私は強く思っております。

次の質問です。教育環境と支援体制についてです。

子どもたちが安心して学び、成長できる環境を整えることは、町の重要な責務であります。近年はいじめや不登校、友人関係の悩み、発達の課題、家庭環境の変化など、子どもたちを取り巻く環境はますます複雑になっております。その中で、子どもたちの心に寄り添い、専門的な立場から支える存在がスクールカウンセラーです。児童生徒への対応、相談対応だけでなく、保護者や教職員への助言、心理的アセスメント、さらには、緊急時の心のケアまで担う重要な役割を果たしています。教職員とは異なる中立な立場だからこそ、子どもたちが本音で話せる貴重な存在でもあります。

悩みが深刻化してからではなく、早い段階で安心して相談できる体制があることは何よりも重要だと感じております。そのためには、相談したいときに相談できる環境が整っているかが大事だと思います。

そこで、お尋ねいたします。3校におけるスクールカウンセラーの配置は現在1名で、5日間分けて対応していると伺っておりますが、3校の現状を教えてくださいませんか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

3校のスクールカウンセラーの配置につきまして、御質問がございました。

本町の3小中学校におけるスクールカウンセラーにおきましては、先ほど井上議員の答弁にもございましたとおり、長崎県教育委員会から配置していただいております。お一人のスクールカウンセラーの方が、毎週それぞれの学校で1回ずつ業務にあたっているというところがございます。小学校3時間、中学校6時間の、それぞれ勤務をいただいているところがございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

その回数に、学校に来られているスクールカウンセラーの方の配置について、教育長はその配置で十分だと思われていらっしゃるのでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

本町のカウンセラーの実態といたしまして、現在、各学校において教職員と連携をしていただいておりますが、ほぼ毎回、勤務時間ぎりぎりまでカウンセリング業務にあたられているという実態がございます。そのニーズは年ごとに増加をしているという現状がございますので、これは県内全体を通して言えることではございますが、カウンセラーの常駐というか、カウンセラーがより多く学校に配置されることを教育長としても望んでいるところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

今の教育長の答弁をお聞きしまして、私も絶対に足りていないと思っております。配置したくてもできないという課題、問題も十分理解をいたしました。しかし、スクールカウンセラーが学校に常時一人いる体制であれば、日頃から児童生徒の様子や態度を観察でき、問題に早く気づくことが可能です。教職員の負担軽減が子ども一人一人に、より丁寧な支援にもつながります。子どもたちが安心して学べる環境づくりのために、スクールカウンセラーの3校一人体制が重要であると改めて申し上げます。

そのような、私が思います3校に一人ずつのスクールカウンセラーの配置というのは、今後、可能なんでしょうか、お聞きをいたします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

まずもって、スクールカウンセラーの方の、どんな方になっていらっしゃるかということを整理をさせていただきたいと思いますが、スクールカウンセラーは、公認心理師や臨床心理士等の中で、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する方という方が業務にあたられているという実情でございます。

長崎県教育委員会の配置だけではカウンセリングが追いつかない実態というのを鑑みますと、町単独での配置も検討したいところではございますが、実は先日、県北心理士会の会長さんとお話をさせていただきまして、実際に、現状、心理士、スクールカウンセラーの実態はいかかかということをお話をさせていただきました。

児童生徒の内面を焦点として援助するために、通常の臨床心理士の中でもより高度な専門的知識・経験が必要ということで、県北地域のスクールカウンセラーの必要数は満たされていないという実情ということをお伺いしたところでございます。

現在の各学校の実態について、県教育委員会とも連携を取りながら、スクールカウンセラーの配置について、時間数の増加の必要性について共有してまいりまして、本町の児童生徒の内

面に即した教育活動が展開できるよう、意を用いてまいりたいと思っております。

議長（川副 剛 君）
5番。

5 番（中川 由美恵 君）

ただ今の教育長の答弁をお聞きいたしまして、心強く感じております。やはり、私、子どもたちとお話をする機会がございまして、その時に不登校を抱えている子どもさんと、保護者の方とお話をしたんですけれども、そのときに相談をできる相手がいるのかということをお聞きしたところ、スクールカウンセラーの存在というのは知っているということで、子どもたちも言っていました。

ただ、何かあったときに目の前にその人がいなかった場合、相談ができないと、そして、例えば、次の日に来るから待っていて、その方に相談をするんだと、そのときにスクールカウンセラーが配置したときだったら相談はできるんですけれども、そのときにいなかった場合、やはり心のもやもやが取れないと、子どもたちが言っていました。そして、相談をして、じゃあ、頑張ろうという気持ちになったときに、何日間か日にちが空きますので、子どもたちがその気持ちがやはりリセットされるということが数多くあるようです。なので、相談をして勇気づけられたり安心につながる、そして日にちが、またその先生がいなくなると、また日にちがたってしまいリセットされる、これは非常に残念なことだなと私は感じております。

やはり、毎日その存在があることと、たまに顔を見る存在というのは、子どもたちの中ではとにかく大きな違いがあるようです。そして、お母様たちもお父様たちも保護者の方々も、その存在の大きさというのはよく言われております。なので、やはりその存在、スクールカウンセラー専門員というのは、とにかく極めて重要な存在だということを私も認識をしておりますので、今後、やはりこの問題は引き続き重要な課題として取り上げていただきたいと強く思っております。

次の質問に移ります。

7月の一般質問で、3校と教育委員会、フリースペースなすなどの連携をしっかりと取って、安心・安全の教育体制のお願いをいたしました。その後、不登校で悩まれている保護者の方々へ、フリースペースなすなどの存在や利用方法などを含めて、実際に連携が取れているのか、現状をお伺いしたいと思います。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

中川議員から7月の定例会において御質問いただいた内容につきまして、その直後の校長会の折にもそういう御指摘をいただいたということで、各学校となすなさんとの連携を取るというところについて、確認をしたところでございます。

まずもって、教育委員会事務局、フリースペースなす、それから本町小中学校3校の連携については、今後も継続しながら連携を取っていきたいと思っておりますが、現在のところ、私自身、教育委員会として、なすなさんの実態ということを見せていただくということで、今年度、まずは連携をさせていただいている実態がでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

7月の一般質問でも私が申し上げたのですが、どうしても保護者の方と教職員の方と、それからなずなさんのこの連携がなかなか取れていないという現状がありまして、保護者の方が、なずなさんの居場所の中身をよく知らないということで、学校の先生に聞いたんですけど、というお話をされた保護者の方がいらっちゃって、その中で、違ったなずなさんの情報というのがたくさん出ておりまして、なので、私たちは行けないんだというふうな判断をされた御家族も何名かいらっちゃいます。

私も整理をいたしまして、なずなさんのほうに「こういう状況の保護者、子どもさんがいらっしゃるんですけど、なずなには行けないんでしょうか」というふうなことをお聞きしたところ「いえいえ、そういうことはございません」と、ぜひ来てくださいというふうなお話をされました。ということは、やはり連携がなかなか取れていないとなると、正しい情報が取れずに苦しんでいる御家庭が、安心の下に行かれないということが非常に問題ではないかと思っておりますので、ぜひ連携を取っていただきたいということを強く思っております。

その連携について、チラシの配布であったりとか、そういった実態、なずなさんへ行きませんかというふうな周知の方法などは、どのような感じでされているのか、そういうものがあるのかをお聞きします。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

不登校のお子様に対する対応といたしまして、学校になかなか、学校に来ながら教室に上がれない児童生徒さん、それから学校になかなか足が向かない児童生徒さん、それぞれの対応について、プリントのほう作成をいたしまして、基本的には、もう、そういう方々に対しては、パンフレットのほうを配布をしているという実態がございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

悩みを抱えて相談を、御家族が教職員の方、先生方にお話をされたときに、そういうふうなチラシの周知であったりとかは直接されるんですか。それとも全体に、皆さんに、全校生徒にそういったチラシなどを配られるという、どちらの方法で行われているのでしょうか。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

現状といたしましては、不登校のお子さんに相談があった場合にお配りをしているという実態でございます。まずもって、学校は、不登校対策として、まず学校に来ていただきたいという思い、学校の教職員は全てが持っております。細やかな面談と児童生徒の観察、欠席時の連

絡、カウンセリングへの展開など、教室で学べる環境づくり、それから児童生徒への支援というのを第一義的に取り組んでいるところがございます。しかしながら、不登校の要因というのが一つだけではなくて様々な要因が含まれているため、各学校もそのときそのとき、ケースバイケースで対応しているという状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

私も、教育長が今お話をされたように、まずは、やはり学校に行くことが優先順位のトップにあると。ただ、その中で、なかなかやはり足が向かない、教室のところ以前に門をくぐれないといった生徒さんもいらっしゃることも知っております。

やはり、その段階に応じての支援というのは変わってくるように思っております。そこに、やはり一緒くたの物事の考え方ではなくて、その段階に応じて先生方や教育委員会も含めて、そのような対応がどのようなところに、ここまでの範囲で支援をするのかというのを、適切な対応を取っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そして、今後も不登校支援と3校の教育委員会、そしてフリースペースなどとの連携は極めて重要だと思っております。今後は、より一層強い連携を取っていただいて、子どもたち、保護者の方が安心して過ごされるように努めていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。次は、特産品の掘り起こしと育成についてです。

佐々町には、長い年月をかけて培われてきた伝統技術や豊かな自然で育む農産品、佐々町に思いを乗せた商品がたくさんあります。これまでは当たり前にあるものとして、その価値が十分に理解されず、埋もれてしまっているものがあるのではないのでしょうか。こうした、地域に眠る宝と地域で頑張っている企業の情熱に注目し、行政は特産品をつくるのではなく、特産品になり得るものを見つけ出し、町民や地域企業の人たちと一緒に、特産品として世に出すお手伝いをさせていただくことが大切ではないかと考えます。単に商品化するだけではなく、その取組に関わる方々を育て、地域の魅力を次の世代につなげるお手伝いも大事だと思っております。

そこで、お伺いします。特産品になり得る特産品の掘り起こしや育成についてのお考えはあられるのでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

佐々町の特産品といえば、畜産、米、イチゴ、お茶などの農産物や民吉もなか、佐々太鼓、井の素などの加工品があげられます。過去には、特産品の人気投票を行って選ばれた特産品を、認定特産品とする制度を実施したり、観光協会が、佐々町の3つのお茶農家さんの商品をセットにした「佐々三茶三葉」の作成、佐々町の伝説の豪僧である伝育坊をかたどった「もなか」の製作など、地域資源を生かした事業を行ってきました。現在は、ふるさと納税の返礼品を増やすため、町内の各事業者を回って特産品の掘り起こしを行っているところです。

特産品の掘り起こしと同時に、既存産品の磨き上げと地域資源の再評価を行って、地元事業者と協力して新しい特産品の開発を行うことで、事業者の育成にもつながると考えております。

具体的には、農林水産物や加工品、歴史・文化・自然資源と結びついた商品開発を視野に入れ、農協や商工会等も交えた意見交換会などを開催し、協議してまいりたいと思っております。

過去にも、協働のまちづくり基金だったと思いますけど、特産品の開発について行政のほう
が後押しをするということも、幾つもやってきた状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

町長の、今、お話を、答弁を聞かせていただいて、すごくうれしく思っております。佐々町
には思いあふれるものもございまして、人もたくさんいらっしゃいます。

前回、子ども議会のときにでも、子どもたちが、その魅力があることを十分理解して、そ
れをこの場で、議場で言ってくれたことがとてもうれしく、心に、印象に残っております。ぜ
ひ、思いあられる方々のお話を聞いていただいて、佐々町の魅力がどんどんあふれてくるこ
とが分かってくると思います。

特産品は、ただ素材や技術をつくるのではなく、佐々町への思いやストーリーが欠かせませ
ん。佐々町には地域資源とものづくり、それを生かそうと努力を重ねる企業がたくさんござい
ます。そうした企業の思いと佐々町の宝を結びつけることで、特産品として生み出すことが可
能になると考えております。

また、地域企業との連携による特産品の育成は、単に商品が増えるだけでなく、地域経済の
活性化にもつながります。そのためには、商工会と行政が手を取り合い、地域企業の力を引き
出しながら特産品をつくり育てていく体制が極めて重要だと思っております。

こうした視点から、佐々町として地域企業と連携した特産品づくりを進めていく、そのよう
な企画、計画などがございましたらお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

地域企業と連携については、行政が中心となり、商工会や地元企業と連携し、加工技術の活
用、販路拡大、共同ブランドの構築、異業者連携による商品開発などを研究していく必要があ
りますし、特に若手事業者や新規創業者とのマッチング支援を行い、地域内での経済循環を高
める取組が必要と思われまます。

現在、農林水産課を中心に県北振興局、農協、農業委員会、商工会などと一緒に、佐々町特
産品協議会を設置し、様々な機関のお知恵を拝借し、まずはレモンを栽培してみまして、今後、
レモン果汁を主に研究を始めます。今までの経験を生かしながら、佐々町の農産物を生かした
新たな特産品の開発が進められたらと考えております。

新たな食文化をつくるのも一つの方法だと思いますが、行政だけでは成功しませんので、企
業様や消費者の皆様の御協力をお願いしたいと思います。最近では、松浦市さんのアジフライ
が成功した事例かなというふうに思っているところです。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

町長がお話をされたように、私も同じ思いがございまして。商品に、以前も商品の開発をした

企業が、佐々町の特産品としてシールを貼るということがあります。そのシールを貼ることによって、佐々町のものとして販売をしていく、それがとても、その佐々町のシールを貼ることによって、それがブランド化されて、販売にとってプラスになっていることがございます。そのようなことがどんどん前はあったのに、今はそれがなくなってくるというふうな、業態が変わっていくことがございます。企業は続けてほしいということを思っている、なかなかそれが続けていただけないこともあるんですけども、そういったいいことがたくさんあるんですけども、それがなかなか続いてもらえない実態もございますので、そこも御理解をさせていただき、企業の方々がどのような気持ちや思いで商品、ものづくりをされているかということを整理していただけたらうれしく思います。

町長も特産品についてすごく思いがあられることも、私もお話を聞いていて理解をしておりますので、もしよかったらこの場でお話をして、思いを伝えていただければと思いますが、よろしく申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

町として、特産品づくりに行政の立場でずっと協力をしてきましたけれども、やはり続かないという状況があるのも承知しております。

私の、今回、レモン栽培についての思いなんですけども、大分県の大山町のNPC運動というのがありますけども、農業所得を上げて、そして生活の質が向上する。まず、梅、栗を植えて、大山町は山間部ですので、何が適しているかということで、梅、栗を植えてやっていこうということで、当時の農協の組合長さんが矢幡さんという方なんですけども、何とかやりたいということで、そのあと町長になりました。町長は4期なんですけども、農協の組合長が三十二、三年されていて、農協とそれから行政と生産者、この3つが協働してやらないと特産品づくりはできないということから、まず、職員、管理職なんですけども、職員の中でもやはり地域の、うちでいえば町内会の懇談会に、生産者の方に、職員が行って特産品づくりに協力してくださいという熱い思いを伝えて、それで、あとは農協は販路拡大と、それから成功した事例として昭和36年から始められて第3次まで続けられ、その成功を基に「梅栗植えてハワイへ行こう」というのがキャッチフレーズだったんですけど、その成功事例があって、大分県の一村一品運動ができたという先駆けのところでございまして、それを研修に行った時に、何とか佐々町でもできないかということで、ずっと、私は担当外でしたので、外から見ていて、やはり職員の熱意、それから農協さんの熱意、それから生産者、1番、生産者の方の熱意、それならやろうという意識がないと、やはり成功しないんじゃないかというふうに思っております。

今回、商工会さんというか、企業様にもお願いをしてというふうに思っておりますので、今後は、町全体で取り組まないといけない。例えば、B級グルメだって新たにできたところが結構ありますので、佐々町で何が1番有名かというふうな話が出たときに、これですよと言えるものができれば、うれしいなという思いでやっていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

私も、先ほども何度もお話をいたしましたように、ものづくりにはやはりそこに情熱、熱意

がないといいものにはならないと思っております。地域企業が、佐々町について熱い思いを持って作っている方々がたくさんいらっしゃいます。それはものづくりのプロとして、佐々町に思いを寄せて、ストーリーが確実にあるという方々がたくさんいらっしゃいます。なので、新しくものをつくる方向性ではなく、今あって、今作っていらっしゃる方々が佐々町にどのような情熱を持って、ものづくりをされているかということが、行政がしっかりと理解をしていただく、そして、ものづくりの方々は真剣にものを作れる、安心した場所というところが必要だと思っております。それが一体化されたときに初めて、特産品として佐々町のブランドを掲げて、販売して世に出していく、私は一つや二つ同じ、例えば、全国的に同じものが、商品があっても、そこに佐々町のストーリーが深く刻まれていれば、それは自信を持って自慢の特産品ではないかと思っております。そういった、やっぱり情熱というのを、今、町長がおっしゃったように、作り手もそれを支える側も両方同じ気持ちを持つことというのが非常に重要ではないかと思えます。

埋もれた地域の宝と地域企業の情熱に気づいていただき、それらを結びつけることで佐々町への思いを形にする。特産品づくりは単に商品を生むだけではなく、地域のつながりを深め、町民や地域企業の協力を通して地域力を高め、佐々町全体の活性化につながる重要な取組だと思っております。

今後の取組を見守りつつ、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、5番、中川由美恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（13時46分 休憩）

（14時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（山之内 英樹 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、山之内英樹議員の発言を許可します。

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。6番、山之内英樹です。よろしくお願いいたします。

町長は、年頭の挨拶において、町政懇談会を実施していく趣旨を述べられました。委員会でもそのような趣旨を述べられたことと記憶しております。私は、その姿勢を高く評価いたします。町政運営の根幹は、住民の信頼にあります。そして、信頼は説明だけではなく、対話と見える仕組みから生まれると考えます。

決定した結果だけでお示しするものではなく、どのように聞き、どのように考え、どのように判断したのか、その過程が見えるとき、初めて行政の信頼は積み重なると思っております。

そこで、まず、町政懇談会の具体化と住民の声をどのように聞き、どう生かしていくのかについてお尋ねいたします。

1問目です。住民の声を聞くことの重要性及び現状の手法について伺います。

町政運営において、住民の声をどのように位置付けておられるのでしょうか。参考意見でし

ようか、政策づくりの出発点でしょうか、それとも決定後の確認でしょうか。

現在、パブリックコメント、審議会、個別要望、窓口対応などで意見を把握していると思いますが、しかし、それだけで多様な民意を十分に把握できているのでしょうか。意見を書ける方、会議に出られる方、声を上げられる方、そうした方々の意見に偏っていないでしょうか。声を上げない、あるいは上げられない方もいます。時間がないのかもしれませんが。遠慮しているのかもしれませんが。諦めているのかもしれませんが。

届いた声だけではなく、届いていない声をどう捉えるのか。現行手法の実行性と課題認識について見解を伺います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

町政運営につきまして、住民の皆様の声は政策形成の原点であり、最も重要な指針であると認識しております。行政が一方的に施策を進めるのではなく、地域課題やニーズを的確に把握し、共に考え、共につくる姿勢が不可欠であると思えます。

現在は、町内会を通じての御意見聴取、パブリックコメント、ホームページの問合せフォームなどを通じて意見を把握している状況です。

しかしながら、若年層、子育て世代、就労世代などの参加が十分とは言えないこと、また、意見の整理や政策反映の見える化が十分でない点が課題であると認識しております。

今後は、町政の推進にとって重要な意見等もございますので、政策反映の方法等について研究してまいりたいと思えます。

私は古い考えかもしれませんが、メール文書では、はき違えたり、理解するのに時間を要したり、態度や表現で伝わることもありますし、また感情が分かりにくいので、どちらかという対面、またはオンライン形式を好むものだと思っております。

議 長（川副 剛 君）
6番。

6 番（山之内 英樹 君）

多様な意見を聞くつもりがあるということと、町長にとっては対面が重要ということで認識させていただきました。

次の質問に移ります。町政懇談会の実施方針及びスケジュールについてです。

町政懇談会の具体化について伺います。開始時期はいつなのか、年間開催回数は何回か、地区単位か、テーマ別か、対面のみか、オンラインも併用するのか、形式の設計によって集まる声の性質は大きく変わります。1度きりで終わらせないためにどのような設計で進めるのか、単年度事業なのか、制度として継続する仕組みなのか、現時点での方針とスケジュールを伺います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

町政懇談会につきましては「対話によるまちづくり」を基本姿勢とし、より参加しやすく、実行性のある形へと具体化してまいります。スケジュールに関しましては、現在、検討中のご

ざいます。場所につきましても、町内の各地区を基本として考えております。各町内会ではなく、地域別という考えをいたしております。テーマは、総合計画、子育て支援、防災、地域産業振興など、要するに先ほども前の議員さんの質問にありましたように、特産品づくりについてどう思われるかというところを聞いたりとかしないと、単なる要望をお聞きする場ではないと私は思っております。そのときどきの重点施策に応じて設定したいと考えております。

実施形式について、今回は対面方式で実施したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

スケジュールが未定ということで、できるだけ早くスケジュールを設定されて、公に公表されたほうがいいのかと思います。そのほうが町民にとっても参加しやすい形ができるのかなと思っておりますのでよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

続いて、意見の整理と検討及び公開の仕組みについて。

懇談会で出された意見は、その後どのように扱われるのでしょうか。誰が整理し、どの部署が検討し、いつまでに回答し、どこまで公開するのか。採用した意見だけではなく、採用できなかった理由も示すのでしょうか。聞きましたで終わらせない、検討しましたが見える、こう判断しましたと説明できる、そのような仕組みを制度として整える考えはあるのでしょうか。信頼は人の誠実さだけでは守れません。仕組みがあってこそ守られます。答弁をお願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

地域懇談会等でいただいた御意見は内容ごとに分類・整理し、庁内で共有して所管課において対応を検討したいと思います。回答は個別案件を出される場合など、全ての意見に対応することは難しいと思っております。また、期間については、原則として一定期間内に整理し、町のホームページ等で公表するなど、可能な限り速やかな対応・対処に努めます。

また、単なる意見の集約にとどまらず、どの意見をどのように政策へ反映したのを見える化する仕組みを検討し、町民参加の成果が実感できる広聴体制にしていきたいと考えております。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

広聴会をする場所、分類によって出てくる意見が違うと思いますので、その辺りもよく考えていただきたいと思いますと思っております。

次の質問に移ります。

続きまして、デジタルを活用した新しい意見の聞き方についてです。

ここからは提案になりますが、町政懇談会は重要だと思っております。顔を合わせて話すことは大きな価値があります。しかし、仕事や子育てで参加できない方もいます。会場に来られ

ない人の声はどうやって聞くのでしょうか。

そこで私は、町政懇談会を担保する仕組みとして、ブロードリスニングの導入を提案いたします。ブロードリスニングとは、多くの町民の声を幅広く集め、整理し、傾向が見える形にして政策判断につなげる手法です。重要なのは多数決ではないという点です。どちらが多いかを決めるのではなく、意見の中にある共通点を見つける仕組みであります。声の大きい人だけではなく、短い一言や小さな違和感も数が集まれば傾向になります。それを可視化し判断材料にする、これがこの手法の本質です。

台湾では、初代デジタル担当大臣のオードリー・タン氏がv T a i w a nを活用し、市民がオンラインで政策議論を行い、対立がある課題でも合意可能な点を見つけ出しました。日本でも、安野貴博氏が政策提案の中でブロードリスニングを活用し、注目を集めました。さらに、今回、長崎県知事に就任された平田知事もこの手法を取り入れていく考えを示されております。

つまり、これは海外の議論ではなく、日本でも、そして長崎でも広がりつつある考え方です。人間一人の耳で1万人の声を同時に整理することはできません。しかし、デジタルの力を使えば意見を分類し、傾向が見える形にすることができます。いきなり大規模な制度を作る必要はありません。例えば、町の公式LINEを活用し、テーマを一つに絞って意見募集を行い、集まった意見を要約、整理し、傾向を公表する。そして、町としての考えを、期限を決めて返す。小規模な実証からでも始められるはずで、対面による町政懇談会とデジタルによる、まとめて聞く仕組み、この両輪で多様な民意を把握する体制を整える考えはないでしょうか。町長の見解を伺います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

御提案ありがとうございます。やはり、テーマを絞ってだったら今、山之内議員がおっしゃるとおり、あとを集約すれば大丈夫だというふうに思います。経費面についても、専門のツールがあるようすけども、今あるホームページを使ってということで、誠に提案ありがとうございます。

対面型懇談会に加え、参加が困難な住民や、これまで声を上げにくかった、いわゆるサイレントマジョリティの意見を把握するためには、デジタルツールの活用は重要だと考えております。具体的には、現在実施しているホームページでの意見投稿フォームの拡充、オンラインアンケート、SNS等を活用した情報発信と意見収集の方法を研究してまいります。

まずは、試行的にテーマを限定したデジタル広聴を実施し、その効果や課題を検証しながら、本町に適した仕組みを模索してまいりたいと考えております。今後も対面方式とデジタルを組み合わせた「開かれた町政」を推進し、住民の皆様とともに持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

対面方式だけでは聞き取れないですね、サイレントマジョリティ、声なき声をデジタルによって聞くという手法も取り入れるということで、そして、実際に実施していくことを聞きましたので、もしよければスケジュールが決まっていれば、どの辺りからやっていくのかが分かればお教えをお願いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）
まだスケジュール的には決めておりません。まだほかにやるのが結構ございまして、そのうち決まりましたらお知らせをしたいと思います。

議 長（川副 剛 君）
6番。

6 番（山之内 英樹 君）

ぜひ早めの実施を期待しておりますのでよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

教育行政におけるボトムアップの仕組み及び意思決定プロセスの可視化についてです。

現場の声を迅速に吸い上げる仕組みについて、昨年、視察研修で体育館の空調設備を拝見させていただきました。猛暑対策として大変すばらしい設備だったかと思いました。しかし、私はこうも感じました。この設備が導入されるずっと前から、現場の子どもたちは暑い、苦しいと感じていたのではないかと。先生方もこのままでは危険だと思っていたのではないかと感じております。もちろん、すぐに対応できない事情もあったでしょう。予算の制約や優先順位、様々な調整もあったはずですが。しかし、一方でこうした問いも浮かびました。子どもの声を成長過程の一時的なものや、わがままな範囲として無意識のうちに軽く受け止めてはいなかったか。大人の理論の中で、本来真剣に受け止めるべきサインを小さく扱ってはいなかったか。その小さなSOSは、組織の中で時間をかけるうちに弱まっていなかったか。予算がない、前例がないという理由の中で後回しにされていなかったか。そして、ようやく社会的な力のある大人がやっと気づいて機運や環境が整い、導入に至ったのではないのでしょうか。

問題は設備そのものではありません。問題は声が政策に届くまでの時間です。子どもや保護者、現場の先生への小さな違和感や不安がどのような経路で教育委員会に届き、どの段階で政策判断につながるのか、途中で弱まっていないか、どこかで止まっていないか。予算がついたらやるのではなく、声があるから予算をつける。その順番を制度として実現できているのでしょうか。形式的なアンケートにとどまらない、継続的かつ実効性のあるボトムアップの仕組みについて、教育長の現状認識と今後の改善方針を伺います。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

教育行政、特に学校教育分野における施策の御質問だったと認識しております。学校教育については、児童生徒、保護者、それから教職員の意見・要望等を反映させることも一つの方向性でございまして、客観的なデータ、教育に関しては客観的なデータや社会的な課題を総合的に勘案して決定をしていくという手順をとっております。

議員御質問の児童生徒、保護者、教職員の意見等を把握するための取組の一つといたしまして、各学校で実施されております、学校評価アンケートをまずは参考にさせていただいております。年間学校でそれぞれ2回ずつ実施をしているところでございますが、児童生徒、保護者、教職員の生の声をお聞かせいただく貴重な機会と捉えて、学校から提供させていただいております。

また、各学校における学校運営協議会や地域との連携の場を活用し、多様な立場からの御意見を伺っているところでございます。

保護者の意見につきましては、PTAの代表者との懇談等を通して認識できるものと考えております。今年度は私自身も1校だけの実施にとどまりまして、次年度以降、継続的に全ての学校において実施し、PTAの考え方ということをお伺いしたいというふうに思っております。

児童生徒の意見表明の機会につきましては、こども基本法の施策の一つであるとの認識も持っております。今年度、本町においても、先ほどからありました「子ども議会」を開催いたしました。今後、より広く子どもたちの意見を聞く機会として、多様な方法で児童生徒の意見を把握してまいりたいというふうに考えております。

現状として、施策に反映させるため広く意見をお伺いできる仕組みについては、一定整っていると認識はしておりますが、さらに意見聴取の機会を設ける方法について研究はしてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

学校評価アンケートや懇談会、学校での意見交換とかそういうので把握されているということなんですが、先ほど町長も言われたとおり、サイレントマジョリティ、声なき声、ちょっとした声はどう届いているのかが私は問題点だと思っておりますので、そのあたりも検討していただきたいと思います。

それとPTAの懇談会、ありがとうございます。PTAも私、問題点として考えているんですが、PTA自体が果たして保護者の意見を集約する組織となっているのかというのがちょっと問題点だと思っておりますので、その辺りも、もし教育長の方から意見ができるのであればお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

御意見ありがとうございます。PTAに関わりましては、私は、PTAの方々の意見を集約していただく機関ということで、よりそういう成長の下支えをさせていただければなというふうに思っております。保護者の方が教育に携わっていただかなければ、学校というのは本当にこう難しい課題が多様化しております。保護者の方とともに子どもたちの教育について、また、町の未来について考えていく組織として、PTAの活性化ということを教育委員会としては支えてまいりたいというふうに考えているところです。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

私も数年前PTA会長をしておりましたが、そういった組織にはなっていなかったと実感しておりますので、ぜひ教育長の方からもお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

次の質問にいきます。

意思決定のプロセスの可視化について伺います。

まず申し上げておきますが、決定の過程を見える化するという課題は、執行部だけの問題ではありません。議会側にも検討するべき点があると申し上げておきます。その上でお尋ねいたします。

先ほどの大型空調設備の件もそうですが、教育行政においては、決定した結果だけが事後的に示され、そこに至るプロセスが見えにくい場面が多いと感じております。特に、私が問題意識を持っているのが、校長会や教頭会やそのほか多くの会議の在り方です。佐々町の教育方針や各学校の共通ルール、予算要望の優先順位など、極めて重要な方向性が議論されている場であると認識しております。しかしながら、どのような論点が出され、どのような意見が交わされ、なぜその結論に至ったのか、その記録や経緯は議会にも保護者にも十分には見えていません。住民から見れば、構造としてはブラックボックスに移ってしまうのです。

教育長、そして現場の先生方が、日々子どもたちのためにどれほど真剣に悩み、難しい判断をされているのか、私はその御苦勞に心から敬意を表します。毎月の校長会や教頭会でも、佐々町の未来のために熱のある議論が行われることと推察いたします。だからこそ、今の状況は非常にもったいないと感じております。先生方がそこまで真剣に議論を尽くして出した結論であっても、その結論の過程が見えないために、また勝手に決まった現場の声が届いていないのではないかといった本意な誤解を受けてしまっていないでしょうか。プロセスを示さないことは、先生方を守ることにはつながりません。むしろ私たちはこれだけ悩み、これだけ議論し、こう判断したと過程を示すことこそが先生方の最大の防御となり、地域という味方を増やすことにつながると私は考えます。

これは決して揚げ足取りのためではありません。先生方の努力と苦勞を町民と共有するためのものです。個人情報等に十分配慮した上で会議の議題、主な論点、検討の経過、決定に至った理由、それらを整理した議事要旨を作成し、原則公開する仕組みを整えるお考えはありませんか。密室と受け取られかねない慣行から一步踏み出し、開かれた教育行政へと舵を切る決断を求めます。先生方の真剣な議論が正しく伝わる仕組みをつくること、それが信頼を積み重ねる最も確実な方法であると申し上げます。御答弁をお願いします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

本町における校長会につきましては、3校の校長が集まって、情報共有や協議を行うことにより、町内の学校間の連携を深める役割で毎月定例的に行われております。教育委員会との関わりでは、施策の説明や通知事項の周知、社会情勢の共有等を教育長及び事務局職員が行っておりまして、教頭会も含め、議員御指摘の重要な方向性の決定の場という性格は持ち合わせていないという実情です。

しかしながら、学校現場の課題や制度改善の要望などは校長会長を通して意見を聴するという機会がございますので、学校教育における施策の決定には大きな意味を持つ会であるとの認識は持ち合わせております。この校長会の議事録等につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、非常に情報交換をする中で個人情報等が多く含まれます。まさに学校間の率直な悩みを全て公開するという点については、かなりの大きなハードルがあるという認識を持っているところです。

定例の教育委員会におきましては、この校長会における情報の共有を教育長の報告ということで実施をしております、テーマを決めて意見交換をさせていただいております。また、教

育行政に関わる会議の中で、附属機関は9つございます。それぞれの課題に対して、適宜施策の決定に向けた御意見を、住民の代表だったり保護者の代表だったり、そういった方を通じて御意見を賜っているという状況でございます。

それらの会議の御意見や社会情勢、その他教育における様々な情報を勘案して教育施策を決定いたしておりますが、その意思決定に至る過程については、産業建設文教委員会にて議員の皆様へ御報告をさせていただいて、町民の皆様を通してお伝えしていると認識は持っているところです。

議員御指摘の意思決定プロセスの可視化につきましては、議事録の公開等、できる範囲で行っているところですが、先ほど申し上げたとおり校長会、教頭会を含めると毎月四、五件の会議を取りまとめてホームページで公開するということへの、そういう業務には今、現状、手をさけないところでございます。

今後、情報提供できる内容につきましては、可能な限り公開するとともに、議会においても丁寧の説明をまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

前向きな回答をありがとうございます。今、言われた校長会、教頭会含め、ほか9つの会議があると聞きました。この辺りを公開する上で、どういった業務負担、あるいは業務負担を改善する方法などあれば教えてください。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

議事録を作成する際に、現状として録音をしながらAIを搭載したパソコンで、一応、議事録の作成をしているんですが、現状のAI作成ではかなり大きな誤字脱字等もございますので、その点検に相当な時間をかけているという状況でございます。定例の教育委員会だけでも、一人の職員で2日ほどかけております。これを月間四、五本の会議の議事録を、しかも個人情報等を踏まえてチェック体制を整えるということに関しては、現在の事務局の体制では難しいという実情でございます。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

今現在の事務局の体制では難しいということで、AI等を導入しながら、また、人的予算も付けていただければ、公開できるのであれば、公開の方向に向けていただきたいと思います。

町政も教育行政も議会運営も民主主義に必要なのは見える仕組みであると考えます。人に頼るのではなく、制度として信頼を支える声を聞くこと、過程を示すこと、その覚悟があるか。このことを申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、6番、山之内英樹議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（14時30分 休憩）

（14時40分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、8番、永田勝美議員の発言を許可します。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

8番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表して、憲法が暮らしに生きる平和で安心して暮らせるまちづくりを目指して、現状の町政について発言をしたいというふうに思います。

冒頭で、きょうは町長の御挨拶にもありましたが、今世界の情勢は本当に混沌とした危険な状況というのが進んでいるように思います。大変無法で非人道的なアメリカとイスラエルによるイランへの先制攻撃が始まり、先般のベネズエラ侵略、あるいはキューバへの圧力、様々な力による現状変更が行われようとしており、いわゆる法と秩序に基づくという、これまでのアメリカのうたい文句が、まさにほごにするような、そういった政治が続けられており、日本の政府もそれに対してきちんとした批判もしないという非常に深刻な事態だというふうに思います。

これらは、まさに世界情勢でありますけれども、まさにグローバリズムの経済の下で、私たちの暮らしにも、直接、様々な影響をもたらしてくるものとして非常に懸念をるところであり、あくまでも、やはり武力によらない平和の準備が改めて求められているということを痛感しながら、議会活動についても続けていきたいというふうに決意をるところでございます。

それでは、質問通告書に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

1番目は、子育て支援の問題です。

子育て支援については、まず最初に、ことしの令和8年度より小学校、中学校の学校給食が無償化されるという見通しが立ってきたということについては大いに喜びたいと思いますし、町政の努力に敬意を表したいというふうに思います。

続いて、就学援助費の援助制度の拡充について質問したいと思います。

就学援助制度は、いわゆる経済的事由による就学の困難を緩和する目的でつくられている制度でありまして、多くの自治体が、生活保護基準をベースにして、その1.2倍、1.3倍、1.4倍、中には1.5倍以上というところもあるんですけれども、そういったところの線引きをして、それに該当する皆さんが、その利用をするという制度になっております。

現状の佐々町での基準については、生活保護基準の1.2倍というふうになっておりますが、この間の基準改定の影響等も踏まえて、この間の変化について、最初にお伺いしたいと思います。令和元年度に認定基準が変更になっているかというふうに理解していますけれども、その以降の変化について、まずお答えください。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

就学援助費についてちょっと説明を、一般の方がいらっしゃいますので説明をさせていただきたいと思います。

学校の就学援助制度の目的は、経済的理由により就学が困難な児童生徒、保護者に対して必要な援助を行うもので、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが等しく教育を受けられるために重要な制度であると思っております。

本町の認定基準は、生活保護の基準1.2倍にしたのは、平成31年度に拡充をいたしております。その結果、拡充前の平成30年度に比べて、就学支援認定者が14人増で約8%増加しております。同様に、拡充前との比較で、令和6年度では認定者が59人増で約33%の増加となっており、援助額も約580万円増の約38%増加している状況でございます。

議 長（川副 剛 君）
8番。

8 番（永田 勝美 君）

この間の認定基準を緩和したことによって、新たに利用できる層が広がってきたということは明らかではないかなというふうに思いますが、現実には、なかなかこの制度そのものが、まだ理解されていない方が多いのではないだろうか、理解されていない、あるいは利用について、ちゅうちょされる方が多いのではないかと。

所得の状況等を比較しても、例えば、佐世保市と比較をしても、この利用率は同じ認定基準の下でも、やはり3%ほど低いんですよ。そういったことや、あるいは、長崎市などと比べても、まだ低いという状況などを見ますと、さらなる利用の啓発といいますか、利用についてのPRが、やっぱり必要なのではないだろうかというふうに思います。

先般、私もたまたまですけれども、入学前の、小学校に入学をこの4月にされるというお母さんとお話をする機会がありまして、就学援助については申請したのかというふうに聞いたら、紙は入ったんだけど、よく分からなかったというお話だったんですね。もちろん入学後も申請できるということになっているので、教育委員会にまず聞いてごらんと、どういうふうにしたらいいですかと聞いてくださいというふうにお話してきました。

ですが、やっぱりこのように、なかなか利用について理解が、あまり一般的に知られていないということもあって、広がっていないのかなというふうに思いますが、そういった点について、教育委員会等で周知について取り組まれていることについてありましたら伺いたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

就学援助の制度につきましては、全ての児童生徒の保護者に向けて、毎年度、通知というか書類様式を一式送付しているというところでございます。

今議員がおっしゃったように、その制度がそもそも何なのかということについての丁寧な説明ということは、確かに足りないかもしれません。今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

この問題については、以前も前の教育長のときにも、ずっとそういうお話をして、例えば、文部科学省は準要保護という用語を使うんですけども、準要保護というと生活保護に準じるというふうになって、生活保護に対する、いわゆるスティグマ等も踏まえて、なかなか利用をちゅうちょするという動きもあるので、そうではないんですよと、就学援助だから誰でも受けられる制度なんですということを繰り返し説明していただいていたというふうに思うんですけども、改めて、ぜひそういったPRといたしますか、せっかくある制度ですので、ぜひ活用いただきたいというふうに思います。

それで、今、県下の自治体では、おかげさまで佐々町も基準を緩和したこともあって、かなり利用率としては高いほうに入ってきたなというふうに思っておりますし、この間の努力に敬意を表したいというふうに思いますが、改めて、まだ収入基準だけ見れば、もっとたくさんおられるなということは容易に分かるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと。

今回質問したいのは、この認定基準についてなんですけれども、認定基準が生活保護基準の現在1.2倍というふうになっているんですけども、県下の自治体の状況を見ますと、1.2倍というふうにしてはいるのは8自治体というふうになっているようです。それで、1.3倍が11自治体、その他ということで、これは壱岐市と波佐見町については、ちょっとデータがなかったのですが、よく分からなかったんですけども、多くは1.3倍の自治体が増えてきているように思います。

それで、平戸市や松浦市は既に1.3倍というふうになっておりますし、県南の自治体は、ほぼ1.3倍というふうになっておりますので、ぜひこれについても、緩和の検討というのにはできないものだろうかということをお伺いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

認定基準を1.3倍に拡充した場合、試算をしております。前回改定と同程度の伸び率と仮定しますと、令和11年度から令和12年度には約80人増の320人程度になることが予想され、前回改定前の平成30年度の約2倍、受給者となる試算となるようでございます。

それで、以上のように、諸要因を加味しない単純な伸び率の試算ではありますが、財政負担の増が予想されることと、就学援助そもそもの目的があることの両面から、慎重に検討してまいりたいと思います。

議長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

認定基準を緩和することの意味なんですけれども、私は、やはりここ2年続けての実質賃金マイナスというのが、やっぱり非常に大きいのではないかと考えているんですね。要するに額面が伸びていない、額面が増えていないですからですね。しかし、その収入は、収入が実質的に物価の高騰によって目減りするという状況になって、特に子育て世帯は、物価上

昇に賃金が追いつかないという状況は、本当に深刻な状況だろうというふうに思うんですね。

そういう中で、額面の収入は若干増えたかもしれないけれども、やっぱりそれを今の水準を維持していこうとするだけでも1.2倍では低過ぎるのではないかというふうに思うんですね。

あわせて、今回、学校給食費が無償化になったということで、いわゆる、これは財布は同じかもしれないんですけども、学校給食費についても就学援助の対象でありましたから、この財源としては、就学援助財源からは外れるのではないかというふうに思うんですね。

今、就学援助の費用については、町とそれから国が半々というふうに理解しているんですけども、そういった意味では、町の負担も幾分、いわゆる就学援助予算という角度から見れば緩和されるのではないかというふうにも思いますし、そういう点で、改めて、この時期に就学援助の基準の改定を考えてはどうだろうかというふうに思うんですが、再度、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほども申しあげましたように、引き上げる場合には相当額の財政負担となりますので、今後、慎重な検討と判断をしていく必要があると考えております。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。就学援助については、以上です。

次に、子育て支援の二つ目の課題ですが、小中学校体育館への空調設備の設置について、今回、計画を聞いておりますと、新年度からも、まだ学校体育館への空調設備の設置については予定がないというふうに見えるんですけども、どうしてこんなふうに時間がかかるのかと。町長も教育長も前向きの答弁をずっとさせていただいておりましたし、実態は、ことしも猛暑になると言われているんですね。ですから、本当に1日も早くというのが子どもたちの声ではないだろうかというふうに思うんです。

そういう中で、できるところからでもやっぱり手をつけるべきではないだろうか、その緊急性ということについて、やはり率直に申し上げて、教育委員会としては取組があまりにも緩慢過ぎるのではないかというふうに思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

御指摘のとおり、今年度、令和8年度に向けてのクーラー、体育館の空調ということについては、今回、計画はしていないところです。そもそもというか、私自身も前回答弁しておりましたとおり、前向きな検討をしているところでございますが、議員の皆様もスポットクーラーの視察ということでしていただいたところです。

その後の情報収集を小まめにしていたところ、ランニングコストであったり、それから実際のクーラーの質であるとか、そういったことを研究するに従って、やはり新しい機材ということがどんどん今出てきている状況です。これという判断ができなかったというのが実情でござ

います。

今、研究最中でございますが、早急に対応はしていきたいという認識はっております。
以上です。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

お話は分かります。お話は分かりますが、いずれにしても、やはり取組としては、先が長い取組になるわけですね。体育館へのエアコン設置という、中学校、小学校二つ、それから町立体育館もあるわけで、町立体育館も大規模災害時の避難所というふうになっているわけですね。町内には、体育施設、ほかにもありますから、そういった意味では、やはりそういったものをずっと順次整備していくということを考えると、やはりまずは中学校の体育館が1番適切というふうにおっしゃっていたわけだから、そこからでも始めていくと。

私たちが見てきた、見せていただいた、いわゆるバズーカ方式の大型エアコンですから、仕組みも形状もほとんど大型エアコンですから、実際に持てるといっても七、八年から10年ぐらいなんですよね、期間的に耐用年数が。そういったことを考えると、かなり時間をかけた取組というふうになるんだろうと、全体を整備していくにはですね。そういった意味でも、ぜひ早めに取りかかっていたとお願いしておきたいというふうに思います。

次に、保育児童の負担軽減の問題です。この問題も、副食費の無償化の問題について、これは町長が公約でも示されておいて、ぜひやりたいということではございましたが、現在、学校給食が無償化というふうになっている中で、改めて保育所の給食費は有料というのは、やっぱりどう考えても説明のつかない状況ではないだろうか。いわゆる幼児保育の問題は、無償化という流れはずっとあるわけで、そういった意味では、ぜひ検討はどういうふうにしていくのかと。3回連続で私も一般質問を取り上げさせていただいておりますので、こういう実態というのは問題ではないだろうか。少なくとも今後の方向性については示すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

私の公約は、副食費について実施するというふうには書いておりません。検討をしていくということで書いておりますので誤解がないようお願いしたいと思います。

保育料、副食費無償化については、これまでも御質問いただいているところですが、議員御指摘のとおり、子育て世帯の経済的負担の軽減は重要な課題であると認識しております。

本町の保育料は、国の制度に基づく保育料無償化対象児童以外の0歳から2歳児は、国基準より低く設定を行い、保護者負担を軽減しております。また、副食費については4,800円、3歳児からは4,800円となっております。保育料、副食費の無償化は、単年度にとどまらない恒常的な財源の確保が必要で、町の財政状況から見ると、一度に全てを無償化することはもとより、段階的に無償化することについても検討いたしました。非常に厳しい状況でございます。

引き続き、国や県に対して財政支援の要望を行いながら、そのほかの子育て支援施策や町全体の施策との優先順位を踏まえ、慎重に検討してまいります。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

答弁も、ほぼ毎回同じような内容になっておりますので、そういう点では、どういうふう
に検討しているのかと、いつまでに結論を出すのかということについていかがですか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

今、検討の状況を言いましたけども、段階的に無償化できないかというところを検討した
んですけども、佐々町の財政状況を見たときに、非常に厳しい状況にある。それから優先順位
をつけてやらないといけない。先ほど中学校体育館のスポットクーラーを設置するというのは、
優先順位としては順番的には高い順番なんですけれども、それもやらないといけない。いろん
なことがございますので、今のところは、ちょっと厳しい状況でございますということです。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

残念ながら、優先順位がちょっと低いということでありますので、ぜひ鋭意努力をいただき
たいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、今回の、次の質問は、いわゆる農業後継者対策ということについてですね。これにつ
いては、先ほど来、御紹介もありましたが、先般行われた子ども議会で、多くの皆さんが農業
の未来について発言をいただいたと。私は率直に大きな感銘を受けまして、インスパイアさ
せていただいたというのが思いであります。ぜひ子どもたちにお礼を申し上げたいというふう
に思いますが。

実は、私も農家の跡継ぎであったわけですがけれども、親が主たる農業をやめてしまいました
ので、改めて佐々町の農業の未来ってどういうふうになるんだろうということを考えておりま
した。私は、小学校の6年生の作文で、大きくなったら農業者になるという作文を書いたん
です。それで、農業者になるんだというふうに思っていたんですよ。中学校に入ると、父親か
ら農業者をやめろというふうに言われて、工員になれというふうに言われて、いわゆる手に職
のある技術者になれというようなことを言われて道を変えたというのが、私の思いでもありま
した。

その後、本当に農業が今、様々な視点から、その大切さが論じられて、佐々町も基幹産業と
位置付けて施策を行ってきたというふうに理解をしています。そういう中で、とりわけことし
は、2017年に提起された国際連合の「家族農業の10年」の提案から10年目の年になります。家
族農業の10年というのは、2019年から2028年ということで、その提案国が日本の提案国にな
っているんですね。改めて家族農業を本当に大切にするんだという意味で、大切な年なんだな
ということを理解しました。

そういう中で、佐々町の農業の未来ってどういうふうになっているんだろうかと。後継者対
策については、どうなっているのかということについて、現状の認識と、それから今後の展望、
さらに今後特に力を入れたい施策等あれば、町長のほうから御見識を伺いたいというふう
に思っています。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

先日の子ども議会で、農業関係が2人、子どもたちが言っていましたけども、よく考えているなと思っているところです。農業後継者不足については、以前からずっと言われておりますけども、これといった施策が全国的にできていないという状況でございます。

そのような状況の中、県北地域、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、それから農協につきましては、振興局が中心となって連携会議を開催し、本町においても窓口での相談や情報提供など、情報収集に努めながら新規就農者の情報収集を行いながら、円滑な就農に向けた支援活動、就農後の経営確立を促進するためのフォローアップ活動を行っている状況でございます。

例えば、国の補助事業である新規就農者育成総合対策や、県の各種補助事業の活用を議論し、それぞれの新規就農者に合った支援策の実施に向け、協議しているところです。

私の感想としましては、新規就農者に対する国・県の支援策は充実していると思っております。また、佐々町の認定農業者で組織された「さざんか農援隊」におきましては、イチゴ・お茶・畜産などを経営されている方が所属され、それぞれの繁忙期には農作業員を雇用し、労力支援によってサポートされている状況です。

佐々町としましては、JAながさき西海農協と協力して、さざんか農援隊の農作業員に係る賃金や社会保険料などを支援しております。

このような取組を通じて、さざんか農援隊の農作業員の方が農業に興味を抱き、佐々町の新規就農者となった事例も複数あります。平成27年度から令和7年度までに、4人の方が新規就農者として就農されている状況であり、補助事業の支援を行っています。また、令和8年度におきましても、1名の新規就農予定者が就農に向けた準備を進められております。

今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、県北地域全体で新規就農者を後押しし、町独自のさざんか農援隊の取組についても支援してまいりたいと考えております。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

新規就農者の支援確保については、一定の成果があっているということはよく分かりました。

そういう中で、実際に佐々町の現状を、これまでの農業を支えてきた方々が、いわゆる跡継ぎがないとか、要するに、例えば、米作農家で私と同期ぐらいの方々が、今回4ヘクタールぐらいの田んぼを、これまで作付していたんですけども、それを預かって作付をしていたんですね。それをもうできないということで、年齢もあって手放してしまうというような状況があったり、中には、今、佐々町の農家戸数というのは約300戸というふうに言われておりますが、先ほど町長が御紹介いただいた認定農業者の方々というのは、事前に聞かせていただきますと、約1割程度ということでありますから、全体としてはまだまだ小規模の、全体としての兼業の農家というのがかなりを占めるという状況になっているかというふうに思います。

今後の佐々町は、実際にそういう意味では、佐々町の農業をどういうふうに維持していくべきなんだろうかということについて、私も明快な答えがあるわけではないんですけども、一般に言われておりますのは食料安全保障と言われている、日本が食料自給率37%、38%という4割を切る段階で、今のような戦争などがあれば、まさに本当、日本国民が飢えるような事態もあるわけで、そういった意味でも、地産地消農業というのが基本であろうと思いますし、先

ほど冒頭で紹介を差し上げた「家族農業の10年」というふうに言われるように、家族農業というのがやはり基本ではないだろうか。

諸外国の状況などを見ても、あのアメリカでさえ、やはり家庭農業が中心なんですね。アメリカでもフランスでも、規模の大小はもちろんあるんですけども、あるいはヨーロッパでも規模の小さい、例えばスイスだとかそういった国々でも、家庭農業で十分に維持されているというような実態などもあって、そういう際に、やはりよく言われている価格保障、所得保障がなければ、いずれにしても農業というのは立ち行かないというのが状況だろうと思いますし、日本全国を見ても、価格保障についての支出というのは、GDP比で比較しても非常に低いという状況があって、そのことが、やはり農業を維持し、持続していく上での大きな困難を招いているのではないだろうかというふうに思います。

ですから、町としてやれることというのはかなり限られてくるというふうに思うんですけども、中には、全国的にも成功している市町も、幾つかですけども、多くはありませんけれどもあるわけですね。こういったものを見ながら、先ほど町長おっしゃいましたが、新規就農対策については一定の展望といいますか、変化が生まれているんですけども、兼業農家といいますか、今作っておられるところでの農業、農家への支援というものについて、新たな検討ができないだろうかということなんですけれども。

大変、地主が見つからない荒廃農地があって、そういったところに果樹を植えるとか、先ほど町長がおっしゃったレモンだとかですね、先ほどというか、この間言われているレモンを植えるとか、様々な取組があらうかと思いますので。一朝一夕に総合的なプランというのが求められるわけで、一朝一夕にプランが出来上がるというわけではないんですけども、試行的な取組も含めて、やはり研究を加速する必要があるんじゃないだろうか。

といいますのも、大体、今多くの担い手が団塊の世代前後の高齢者が農業を担っているという状況でありますので、この団塊の世代が、ここ5年から10年のあいだにほとんどいなくなる、いなくなるというのは、農業者としてはいなくなるという状況が生まれてくるのではないだろうかということを懸念するものですから、そういった点で取組が加速される必要があるんじゃないかということを考えるんですけども、御所見があれば伺いたいと思います。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

農業後継者の不足で、子どもさんが親の農業を継承する話は家庭内の意思決定なので、行政が働きかけることについては非常に難しいと思っていますところなんです。今議員がおっしゃったとおり、日本のいいところは家庭農業、小回りが利くということで、何か学者がおっしゃっているみたいで、メリットがあるということ。ただ、佐々町を見ると、小規模なのでどうかなのところ、佐賀県とか熊本県とかとすると、農地の面積が家庭の耕作できる範囲が少ないのかなというふうに感じております。

今後の10年後、20年後、何かマイナスイメージなんですけども、想定するのは、高齢化による担い手不足、それから担い手の減少による遊休農地や耕作放棄地が増大する可能性がある。生産性及び作業効率が低い農地が多く、農地の集積や基盤整備が必要。これらのことが予想されるため、継続して耕作できるような農地の利用を地域ごとに協議し、持続可能な作物の検討も必要となってきます。耕作放棄地の増大により、有害鳥獣の被害も増加傾向にあるため、地域一体となった対策が求められると思われま。

また、先ほど言われましたように、佐々町には現在、約300戸の農家戸数がありますが、20年後、農家戸数は100から150に減少しているかもしれません。しかし、農家戸数を減らさないよ

うに努力し、その1戸あたりの経営体力が強く、ITを駆使し、町外の人々とながら生き生きと働かされている、そんな小さくても強い農業を目指したいと思っていますが、農地を荒らさないためにも、農業の法人化及び集落営農組織の研究も続け、実現しなければならないというふうに思っているところです。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

日本の今の家族農業のスタイルというのは、ほぼ明治以来の実際の土地所有の実態も、戦後、特に佐々町では、ほとんど戦前からあまり変わっていないですね。そういった意味では、考えると100年以上続いてきた慣習があり、そこを守ってきていただいた皆さんの努力というのは非常に大きなものがあったということについて敬意を表しながら、改めて、ここを一大転換していくためには、やはり様々なその働きかけ、研究というのが必要ではないだろうか。

先ほどおっしゃったように、町民との対話の中でも、いわゆる農家を優遇するという考え方でないですね。やはり佐々町の農業が本当に大切なのだということを皆さんに御理解いただかないと、農家だけを優遇するというふうにとられると、この措置というのは、仕事というのは進まないのではないだろうかというふうに思うんですね。そういう点でも、ぜひ町民の理解を得ながら進んでいく取組が求められるのではないだろうか。

具体的な問題で言いますと、とりわけ兼業農家で、60歳近くまで一般企業に勤められて、定年をして、定年をしてから、その方が60歳で新規就農という方もおいでになるんですね。しかし、今の新規就農の支援策というのは年齢制限があるようで、私たちは対象にならないんです。

あるいは、その跡継ぎをして就農をしたいと思っても、そこにはいろんなハードルがあると。もちろん勉強もしないといけないし実習も必要だと。そういうときに、スムーズな親の世代からの業務の引継ぎというのが、仕事の引継ぎというのができないということなどもあって、そういった方々への支援だとか、あるいは、先ほど公営企業化というようにいろんな議論などもあるようですけれども、法人化の問題、さらに、佐々町に手間のかからない野菜といいますか、そういったのを導入だとかということなどもあろうかと思えます。

それで、私も先般、役場の担当課からも現状について教えていただきながらですけれども、ぜひとも新たな取組について、やっぱりプランを立てていただいて進んでいただく、目標を決めた取組が非常に求められるのではないかというふうに思うんですが、最後にいかがでしょうか、その点。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

議員がおっしゃるとおりで、もう何十年も前からこの話はずっと続いて、解決策が見えないという状況なので、やはりここで何とかしないと、本当に後継者、農業をされる方が少なくなってしまうのかなというふうに思っておりますので、今後、研究、努力してまいりたいというふうに思います。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

町長おっしゃいましたように、ここが最後に近い、土壇場に近いところまで来たなという実感でありますので、ここで、やはり新たな一手が求められているのではないだろうかということ、私も具体的には、こういう提案があるということではないんですけども、先ほど言いましたような問題も含めて、ぜひとも新たな取組に期待を申し上げたいというふうに思います。

次に、国民健康保険制度の問題について伺いたいというふうに思います。

国民健康保険の問題は、先般の議会で、今年度からの保険料率改定、値上げが、保険料の値上げが決まっています。それで、それに加えて話題となっております、子育て支援のための負担金も新たに加わるということで、今回17%程度の17.58%となるかと思いますが、引上げというふうになっております。

これを標準保険料率ということが、その際も話題になったんですけども、国民健康保険の県単位化に伴って、県が示している標準保険料率に統一するという流れがあるというふうにお聞きしておりますけれども、現状とどれぐらい開きがあるのか、これについて担当課からでも結構ですので伺いたい。

さらに、標準保険料率まで引き上げると、1世帯あたりどの程度の値上げというふうに最終的になるのかということをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

昨年12月の議会で承認いただきました、改正国民健康保険税条例によりまして、令和8年度からの課税分、新たな保険税率を適用させていただくことになっております。この改定税率による保険税としまして、全体で約4,000万円の増収を見込んでいます。世帯あたりで申し上げますと、改正前12万6,000円が、約2万6,000円増えまして、改正後、年額で15万2,000円というような計算をしております。

それから、標準保険税率を基に、今後どのくらいの改定が予定されているものかという点についてですけども、今後、少なくとも今回と同程度の改定が必要になるというふうに考えておりまして、単純計算にはなりますが、世帯あたり、今回の改正後15万2,000円に、さらに2万6,000円が増えるような形で17万8,000円程度の世帯あたりの年税額、保険税をいただくようなことになるのではなかろうかと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

そもそも国民健康保険の保険料率というのは、いわゆる被用者保険と比べて高いわけですよ。協会けんぽだとか、それから組合健保などと比較すると、被用者保険と比較すると高い中で、国民健康保険というのは総体的には低所得の方が多い。被用者の方もいらっしゃるんですけども、多くは、いわゆる非正規雇用の方、あるいは高齢期の非正規雇用という方もいらっしゃいます。そういった方も含めて、全体として国民健康保険税を上げていく上で、本当にやっぱり大変な状況だなというふうに思っています。

一般の保険よりも、協会けんぽや組合健保よりも保険料が高いという現状は改善しなくてはならないのではないかとこのように思っておりますが、全国知事会に対する厚生労働省の回答

を見ると、大体、国レベルで1兆円の財源が必要とされているというふうに言われているんですね。ところが、これについては全く引き上げる予定というのではないということだと、その分の負担はどこにかかってくるのかと。さらに上がっていくということになるわけで、この国民皆保険の下支えになっている国民健康保険が、まさに崩壊するような危険が迫っているのではないだろうかというふうに思います。

佐々町は、大いに努力をしていただいて、皆さんでも努力をして、県下でも保険料率というのは保険税額低いわけですね。ほぼ最低に近い水準なんですけども、その佐々町が上がっていくということについては、本当に今後に向けては心配をしているというふうなところでございます。

私は、やっぱり国はもっと負担を増やせと。全国知事会もこの夏にまとめた提言で、均等割への拡充だとか等々も言っておりますけれども、市長会も対象年齢や負担軽減など、均等割については言っているんですけども、そもそもの制度がこのままでは立ち行かなくなるのではないかというふうに考えております。

改めて、国民健康保険の問題について、今後どのように私たちは取り組んでいくのかということについて、このまま放置すれば、先ほどあったように、さらに3年に一遍3万円上がると、簡単に言えばですね、2万6,000円ですから。3年間しか今の保険料率は想定していないですからね。そういった意味では、1年あたり1万円ずつ上がっていくような、そういうテンポの値上げにはやはり耐えられないというふうに思うんですけども、課長、御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがですか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

議員がおっしゃるとおり、前の公明党の政調会長にもこの件はお話をいたしました。もともとは国が負担していたものが市町村にずっと流れてきてしまっている状況なので、何とか負担率を上げていただきたいというようなお願いをいたしましたところでございます。岡本政調会長でございました。

断続的な物価高騰等で被保険者の皆様が厳しい生活を強いられる中、保険税率を引き上げ、御負担を増やしてしまうのは、町としましても大変心苦しいわけですが、被保険者の皆様が病気やけがで医療が必要となった際、安心して受診していただける環境を維持していくためにも、国民健康保険制度は堅持していかなければなりません。

一方、国民健康保険制度は、構造的課題から財政基盤が脆弱で、ほかの健康保険に比べ、保険料負担率が高くなっていることを国も認識しており、国民の保険料負担や制度間の不公平感に対する不満・疑問の声も高まっています。

このような状況を踏まえ、国庫負担の引上げ等による保険料負担率の軽減をはじめ、国民健康保険制度の改善、見直し、他健康保険との格差是正等につきましても、制度運営を担うものとして、今後もあらゆる機会を通じ、国・県に対して要請、要望等を行い、早期に是正、改善がなされるよう取り組んでいかなければならないと思っております。

全国町村会並びに全国知事会と市長会からの要望もあり、要望活動の甲斐ありまして、現在、未就学児の軽減措置がされていますが、その軽減措置が18歳まで、令和9年度に引き上げられるような見込みでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

均等割について、未就学児が18歳まで引き上げられたことについては大きいわけですが、実はそれに対して、半分は市町村の負担ということになるわけで、そういった意味では、その一般財源から持ち出しまで、そこに求められるというのはどうなんだろうかというふうに思いますし、あわせて、今回の子育て支援分については、ほかの保険や、あるいは国民健康保険のほかの世代の人たちの保険料にかぶる感じで、均等割はかかってこないのだけでも、その分の18歳までの均等割で減った分の税収を、ほかの世代に振り分けるような措置が取られています。これは本当に、今の政府の低医療費政策が、本当にもう象徴する事態だなというふうに思います。こういうところこそ、積極的にやってもらいたいものだというふうに思うわけです。積極財政とは名ばかりという実態でございますので、あわせて、ぜひとも引続き、国・県に対する、国民健康保険に対する改善を求める働きかけを強めていただきたいということを求めています。

最後に「きこえ」の支援の問題です。この問題については、認識の問題なんですけれども、フェーズが変わってきているのではないだろうか。私が最初に申し上げたのは、補聴器の購入助成の問題を最初にずっと取り上げて、ずっとそういうふうに質問してきたんですが、この1年間ほどのあいだに、いわゆる難聴が認知症に及ぼす影響というのは、かなり確定的なファクトになってきたということで、本当にやっぱりそういうふうになると、そのファクトというのが割合が大きいわけですね、難聴が認知症を引き起こす割合というのは非常に大きいということが明らかになってきたというのは非常に重要だというふうに思いますし、そういう点で、総合的な対策と検討が急がれるのではないだろうかということを申し上げたいわけです。

それで、きこえの支援の問題は、いわゆる補聴器をどういうふうに普及させていくのかというだけの問題ではないですね。きこえの支援の問題というのは、まさに、町の保健、健康増進の取組の上で極めて重要なテーマになってきているのではないかと考えるところでございますが、特に、この担当されている多世代包括支援センター等では、どういうふうに検討されているのかなということを伺っておきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（川副 剛 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

高齢期における難聴、きこえの問題につきましては、日常生活の不便さにとどまらず、コミュニケーション機会の減少、または社会的孤立、心身の健康にも影響を及ぼす課題でもあり、または認知症発症への要因ということを言われておるようになっております。

本町としましては、こうした状況を踏まえまして、難聴対策につきましては、予防や早期発見、そういう個別の御支援があれば、個別の対応という適切な支援、そして、そういったことでの問題で、なかなか一歩外へ踏み出せないというところの方に対しては、社会参加への配慮を一体的に進める総合的な取組が重要であると考えておるところであります。

具体的には、地域サロンや健康講座など、介護予防事業を通じたきこえの早期対応への気づき、また、認定補聴器技能者に来ていただき、また、医療機関様と連携によりまして、相談体制の確保を行っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

私が聞いたのは、この1年ほどでフェーズが変わってきたのではないかというふうに考えているというふうに冒頭で申し上げました。

要するに、認知症との関連で、関連があるということは、前々から指摘をされていたということは思うのですけれども、その後の様々なデータといいますか、発表された論文やそういったものを見ると、本当にやっぱり認知症対策において、難聴問題というのは、本当にウエイトが高くなってきたなということを思うわけです。

ところが、多世代包括支援センター長が、今のところ佐々町の健康増進の司令塔でありますから、そういった意味では、そういった点で、この問題というのを、やはりもっと深めて捉えていただく必要があるのではないかと思うんです。

それで、私は率直に申し上げて、補聴器の支援については費用対効果の問題や、あるいは、その費用の問題ということが主なテーマになってきたのですけれども、実際、その側面よりも、認知症予防による、認知症予防が進むということでの、いわゆる医療費の軽減だとか、あるいは町のGDPのプラスだとか、そういったところの側面というのを、やはりもっと着目すべきじゃないだろうかというふうに思うんです。

ですから、家庭内でのコミュニケーションの問題なども踏まえて、もっと総合的に捉える必要があるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

おっしゃるとおり、認知症予防とか認知症に対する施策としましては、難聴ももちろん大きな要因となっておりますということが言われておりますけれども、難聴に限らず、いろいろな様々なことも要因となっておりますので、総合的に支援が必要となると考えております。

そこで、センターとしましては、脳健康教室、また、認知症サポーター養成講座、男性介護者ケアの集い、認知症カフェ支援などを実施しております、地域全体で認知症の予防や理解促進を推進しているところであります。

あわせて、難聴というところから見れば、外見から分かりにくい特性がありますので、行政窓口や地域活動の場におけるきこえへの配慮など、生活全体を見据えた支援を必要と考え、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

認知症の問題といいますか、難聴対策の問題というのは、やはりさらに一步深めてみる必要があるのではないかということを申し上げておきたいと思っております。これまでやってこられたことに対して、大変リスペクトしているところでございますし、佐々町はそういった意味では、様々な意味でトップランナーを走ってきたということについては、自負もしているし、自慢もしているわけですけれども、ぜひともこの問題でも、新たな取組がやっぱり必要になっている

ということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

すみません。補聴器購入の助成について、大変時間をかけて申し訳ございません。

前回12月定例会で、きこえの状況や補聴器の利用の意向がおりなのかなど、アンケートを実施し、この結果も参考としながら、助成制度の必要性や実効性を検討してまいりたいとお答えしたところでございます。

このアンケートは、令和8年度に策定します、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画に係るものでございますが、この計画策定の中で、これまでの介護予防や認知症予防とあわせて、難聴対策についても多世代包括支援センターと連携してまいります。

アンケート結果を含めた計画策定の進捗につきましては、所管の委員会へ報告し、委員会からの御意見もいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、8番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

（15時40分 散会）